

令和6年度
包括外部監査の結果報告書

地球温暖化対策に関する財務事務の執行について

令和7年3月

宮城県包括外部監査人
公認会計士 上野陽一

目 次

第1章 外部監査の概要	4
1 外部監査の種類	4
2 選定した特定の事件	4
3 特定の事件を選定した理由	4
4 外部監査の対象部局	5
5 外部監査の対象期間	5
6 外部監査の方法	5
(1) 監査着眼点	5
(2) 実施した主な監査手続	6
7 外部監査の実施期間	6
8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名	6
9 利害関係	6
第2章 監査対象の概要	7
1 組織	7
2 監査対象とした事業	9
(1) みやぎ環境税の概要	9
(2) みやぎ環境税の当初予算及び決算額	10
(3) 環境創造基金の積立状況	12
(4) 令和5年度のみやぎ環境税活用実績	12
第3章 外部監査の結果及び意見	25
1 指摘及び意見の要約	25
2 個別検出事項	47
(1) みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業	47
(2) 2050ゼロカーボン推進事業	56
(3) スマートエネルギー住宅普及促進事業	59
(4) 温暖化防止間伐推進事業	61
(5) チャレンジ! みやぎ500万本造林事業	66
(6) マツ林景観保全事業	69
(7) ナラ林等保全対策事業	71

(8)	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業.....	74
(9)	みやぎC L T普及促進事業.....	76
(1 0)	環境創造基金市町村支援事業.....	78
(1 1)	森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-.....	84
(1 2)	令和 3 年度包括外部監査結果・意見等に対する措置状況.....	97
添付資料 1.	政策評価・施策評価.....	105
添付資料 2.	施策評価シート.....	110
添付資料 3.	「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要.....	114
添付資料 4.	森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドライ ンV e r . 1 . 0 宮城県農林水産部林業振興課平成 3 1 年 3 月.....	115
添付資料 5.	「みやぎ環境税」の活用実績と今後の在り方.....	116

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

包括外部監査の結果報告書

「地球温暖化対策に関する財務事務の執行について」

宮城県包括外部監査人 公認会計士 上野陽一

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

地球温暖化対策に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

気候変動に伴う大規模自然災害の増加により、地球温暖化は世界で起きている主な環境問題として取り上げられており、日本政府は令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという「カーボンニュートラル」を目標として表明している。

海や山に囲まれ、農業や漁業が盛んである宮城県にとっても地球温暖化は非常に重要な環境問題であるため、宮城県は令和5年3月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、「新・宮城の将来ビジョン実施計画」における政策推進の基本方向〔18の取組〕に「環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立」、「豊かな自然と共生・調和する社会の構築」を掲げ、太陽光発電の導入等、地球温暖化対策に関連する大規模な事業を計画している。

また、宮城県は平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税である「みやぎ環境税」を徴収してきたが、さらに令和6年度からは、国税として個人に「森林環境税」が課されることとなる。このため、宮城県が国税に加えて徴収する「みやぎ環境税」への注目度は高まることが期待され、地球温暖化を含む環境対策関連事業や両税の使途等に関する県民の関心は高まっていると考えられる。

よって、地球温暖化対策に関する財務事務の執行について、包括外部監査人の

立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象部局

環境生活部

環境政策課

再生可能エネルギー室

(現：次世代エネルギー室、以降再生可能エネルギー室で記載を統一)

循環型社会推進課

水産林政部

林業振興課

森林整備課

上記対象部局を監査対象とした理由は、みやぎ環境税活用事業の中から特定の事件名称との関連性、金額的重要性、及び森林環境譲与税との関連性を考慮して監査対象事業を選定したためである。

5 外部監査の対象期間

原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の執行分も対象としている。

6 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- ② 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- ③ 各事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。事業評価は適切か。
- ④ 令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況は適切か。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

① 予備調査

監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。

② 本監査

予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性(3E)並びに合規性の観点から検討を行った。「(1) 監査着眼点」の①～④の検討に当たっては、政策の財源がみやぎ環境税と森林環境税のどちらであるか、両税収の使途は明確であるかという観点でも監査を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。

7 外部監査の実施期間

令和6年7月11日から令和7年3月26日まで

8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	大西 徹
公認会計士	青柳 恵介
公認会計士	小川 倫代
公認会計士	加賀谷 祐人
公認会計士試験合格者	多田 俊介

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2章 監査対象の概要

1 組織

監査対象は環境生活部の3課室及び水産林政部の2課とした。分掌事務と現員は以下のとおりである。

部	課室	分掌事務	現員 (名)
環境生活部	環境政策課	環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。 環境美化の促進に関すること。 環境基本計画に関すること。 特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関すること。 地球温暖化対策に関すること。 環境に関する知識の普及及び学習の促進に関すること。 環境産業の振興に関すること(循環型社会推進課の所管に属するものを除く。) 資源・エネルギー行政の総合調整に関すること。 省エネルギーの推進に関すること。 再生可能エネルギーの導入に関すること(再生可能エネルギー室の所管に属するものを除く。) 	16
	再生可能エネルギー室	再生可能エネルギー等の導入に関すること。 省エネルギーに関すること。 	13
	循環型社会推進課	循環型社会の形成の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の再使用、リサイクル等の促進に関すること。 廃棄物の処理及び清掃に関すること(廃棄物処理計画及び廃棄物再生事業者登録に係るものに限る。) 廃棄物処理体制の整備及び関連産業の振興に関すること。 	14

部	課室	分掌事務	現員 (名)
水 産 林 政 部	林業振興 課	林業振興施策の企画及び調整に関すること。 木材産業振興施策の企画及び調整に関すること。 森林計画及び市町村森林整備計画に関すること。 森林経営計画に関すること。 森林経営管理に関すること。 林業技術の改良普及に関すること。 林業経営の改善普及に関すること。 国有林野の調整に関すること。 流域林業の推進に関すること。 県産材の生産及び供給の体制の整備並びに流通に関すること。 林業金融に関すること。 林業労働力対策に関すること。 林業・木材産業構造改革に関すること。 入会林野等に関すること。 林道に関すること。 林業の後継者及び担い手の育成に関すること。 特用林産物の生産及び流通に関すること。 公益財団法人みやぎ林業活性化基金(平成四年九月十四日に財団法人みやぎ林業活性化基金という名称で設立された法人をいう。)に関すること。 林業技術総合センターに関すること。	24
	森林整備 課	森林整備(林道に関することを除く。)及び林業種苗に関すること。 森林の保全に関すること。 森林の保護及び病虫害等の防除に関すること。 県有林に関すること。 治山事業(防災林に係るものを含む。)に関すること。	28

部	課室	分掌事務	現員 (名)
		地すべりの防止に関すること(林野保全に係るものに限る。)。 保安林に関すること。 一般社団法人宮城県林業公社(昭和四十一年六月二十三日に社 団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。) に関すること。	
計			95

出所：分掌事務は行政組織規則（宮城県規則第76号）、現員は定期監査資料

（注）現員は令和6年3月31日現在を表す。

2 監査対象とした事業

地球温暖化対策に関する財務事務の執行において大きな財源となるのがみやぎ環境税であるため、みやぎ環境税を対象として監査を実施した。

監査対象事業は、みやぎ環境税活用事業の中から、選定した特定の事件名称との関連性、金額的重要性、及び森林環境譲与税との関連性を考慮して選定した。

（1） みやぎ環境税の概要

みやぎ環境税は、地球温暖化など喫緊の環境課題に対応し、宮城県の自然豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入している。これまで2回の延長を経て、令和3年4月から新たに5年間延長されている。

特に個人の県民税均等割の超過課税は添付資料5にあるとおり、全国の都道府県の中で最大の1,200円である。

① 納税義務者

個人：1月1日現在で宮城県内に住所等を有する個人

法人：宮城県内に事務所・事業所等を有する法人

② 超過課税の税率

個人：年1,200円

法人：標準税率の10%相当額（資本金等の額により年2,000円～80,000円）

③ 納める方法

現行の県民税均等割に上乗せする仕組み

④ 実施期間

個人：平成23年度から令和7年度まで

法人：平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度

⑤ 活用方法

「環境創造基金」を創設し、税収を一般財源と区別して積み立てて管理

⑥ 事業の視点

ア 県実施事業

視点1 脱炭素社会の推進

視点2 森林の保全及び機能強化

視点3 気候変動の影響への適応

視点4 生物多様性、自然・海洋環境の保全

視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実

イ 市町村支援事業

メニュー選択型事業

市町村提案型事業

(2) みやぎ環境税の当初予算及び決算額

みやぎ環境税の当初予算及び決算額は以下のとおりである。

(上段が当初予算額、下段が決算額 単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視点1 脱炭素社会の推進	783,173	794,914	861,945
	688,121	786,434	812,222
視点2 森林の保全及び機能強化	697,162	683,695	674,140
	643,598	572,508	539,265
視点3 気候変動の影響への適応	32,610	36,292	45,267
	27,586	29,533	40,091
視点4 生物多様性、自然・海洋 環境の保全	114,723	112,146	113,778
	103,615	90,020	107,301
視点5 地域循環共生圏形成のた めの人材の充実	13,648	13,767	14,147
	10,824	10,945	12,061
県実施事業計	1,641,316	1,640,814	1,709,277
	1,473,745	1,489,441	1,510,941
市町村支援事業 (メニュー選択型事業、市町村 提案型事業)	320,099	320,099	320,099
	309,175	313,387	314,703
みやぎ環境税活用事業計	1,961,415	1,960,913	2,029,376
	1,782,919	1,802,827	1,825,644

出所：各年度の新みやぎグリーン戦略プラン・「環境福祉委員会」配布資料より

包括外部監査人が作成

(3) 環境創造基金の積立状況

環境創造基金の直近3年度の積立は以下のとおりである。

(単位：千円)

	期首残高	収入	支出	期末残高
令和3年度	891,918	1,775,863	1,782,919	884,862
令和4年度	884,862	1,779,181	1,802,827	861,216
令和5年度	861,216	1,784,361	1,825,644	819,932

出所：各年度の「環境福祉委員会」配布資料より包括外部監査人が作成

(4) 令和5年度のみやぎ環境税活用実績

今回の包括外部監査の監査対象である令和5年度のみやぎ環境税活用事業実績は以下のとおりである。監査対象事業の選定に当たっては、みやぎ環境税活用事業の中から、選定した特定の事件名称との関連性、金額的重要性、及び森林環境譲与税との関連性を考慮して実施した。

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t- CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
1 脱炭素社会の推進	1	環境生活部	環境政策課・循環型社会推進課	みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業	309,321	267,252	42,069	7,221	○
	2	環境生活部	環境政策課	みやぎ新エネルギー・環境関連産業振興加速化事業	17,012	17,012	-	-	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t- CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
	3	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	太陽光発 電施設の 適正な導 入・維持 管理促進 事業	1,406	1,406	-	-	
	4	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	太陽光発 電を活用 したEV 利用モデ ル等導入 促進事業	26,386	14,066	12,320	300	
	5	農政 部	みやぎ 米推進 課	みやぎの 有機農業 等推進事 業	2,249	2,249	-	38	
	6	農政 部	みやぎ 米推進 課	農地への バイオ炭 投入に係 る技術及 びシステ ム構築事 業	4,473	4,473	-	8	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t-CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
	7	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	再生可能 エネルギーを 活用した地域 づくり支援事 業	6,254	6,254	-	-	
	8	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	J-クレジ ット導入 事業	780	780	-	-	
	9	農政 部	農業・ 園芸総 合研究 所	木質バイ オマス暖 房機の施 設園芸分 野への利 用促進事 業	5,988	5,988	-	-	
	10	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	太陽光発 電導入拡 大のため の調査・ 検討事業	10,963	10,963	-	-	
	11	環境 生活 部	環境政 策課	2050 ゼロカー	24,458	24,458	-	210	○

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t-CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
				ボン推進 事業					
	12	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	スマート エネルギー ー住宅普 及促進事 業	371,054	326,876	44,178	12,618	○
	13	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	燃料電池 自動車導 入推進事 業	27,621	27,621	-	20	
	14	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	水素ステ ーション 導入促進 事業	1,234	1,234	-	-	
	15	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	水素エネ ルギー利 活用普及 促進事業	2,466	2,466	-	-	
	16	環境 生活 部	再生可 能エネ ルギー 室	FC 産業用 車両普及 促進事業	559	559	-	-	
	16事業				812,222	713,655	98,567	20,415	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t- CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
2 森林の保全及び機能強化	17	水産 林政 部	林業振 興課	森林認証 取得等支 援事業	250	250	-	-	
	18	水産 林政 部	林業振 興課	みんなの 森林づく りプロジ ェクト推 進事業	2,109	2,109	-	201	
	19	水産 林政 部	森林整 備課	温暖化防 止間伐推 進事業	70,131	57,461	12,670	4,199	○
	20	水産 林政 部	森林整 備課	チャレン ジ！みや ぎ500 万本造林 事業	95,465	71,545	23,920	3,466	○
	21	水産 林政 部	森林整 備課	環境林型 県有林造 成事業	2,850	2,850	-	-	
	22	水産 林政 部	森林整 備課	マツ林景 観保全事 業	17,978	12,415	5,563	53	○
	23	水産 林政 部	森林整 備課	ナラ林等 保全対策 事業	19,417	18,217	1,200	361	○

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t-CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
	24	水産 林政 部	森林整 備課	みやぎ防 災林はぐ くみ育て る実践事 業	4,010	4,010	-	675	
	25	水産 林政 部	林業振 興課	県産材利 用サステ ナブル住 宅普及促 進事業	250,576	233,065	17,511	5,293	○
	26	水産 林政 部	林業振 興課	みんなで 広げる 「木育」 活動推進 事業	6,009	3,564	2,445	23	
	27	水産 林政 部	林業振 興課	みやぎ型 木質バイ オマスス マートタ ウン構築 事業	13,000	4,560	8,440	1,169	
	28	水産 林政 部	林業振 興課	みやぎ CLT 普及促進 事業	56,269	486	55,783	158	○

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t- CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
	29	保健 福祉 部	子育て 社会推 進課	授乳室設 置促進事 業	1,200	1,200	-	5	
	13事業				539,265	411,732	127,533	15,603	
3 気 候 変 動 の 影 響 へ の 適 応	30	水産 林政 部	水産業 基盤整 備課	海水温上 昇に対応 した持続 的養殖探 索事業	3,590	3,590	-	-	
	31	農政 部	農業・ 園芸総 合研究 所	主要露地 野菜生産 に関する 温暖化適 応技術開 発事業	3,788	3,788	-	-	
	32	農政 部	農業・ 園芸総 合研究 所	キク類栽 培におけ る気候変 動への適 応推進事 業	1,872	1,872	-	-	
	33	農政 部	農業・ 園芸総 合研究 所	LEDを 用いたブ ドウ及び リンゴの	1,714	1,714	-	-	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t-CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
				着色促進 効果の検 証事業					
	34	農政 部	農業・ 園芸総 合研究 所	気候変動 に適応し た農業技 術の効果 的な社会 実装事業	8,030	8,030	-	-	
	35	農政 部	古川農 業試験 場	温暖化に 対応した 高温に強 いイネづ くり開発 普及推進 事業	3,866	3,866	-	-	
	36	農政 部	古川農 業試験 場	地球温暖 化に対応 した作物 病虫害管 理技術の 構築事業	2,618	2,618	-	-	
	37	農政 部	農業・ 園芸総	果樹の凍 霜害軽減	991	991	-	-	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t- CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
			合研究 所	技術の開 発					
	38	農政 部	畜産試 験場	気象災害 に対応し た牧草栽 培技術の 確立事業	841	841	-	9	
	39	環境 生活 部	環境対 策課	閉鎖性水 域水質保 全事業	8,350	8,350	-	-	
	40	水産 林政 部	水産業 振興課	海況変化 を見据え た新たな 水産資源 の持続的 活用推進 事業	4,431	4,431	-	-	
	1 1 事業				40,091	40,091	-	9	
4 生物多様性、自然・海	41	環境 生活 部	自然保 護課	生物多様 性総合推 進事業	1,521	1,521	-	-	
	42	環境 生活 部	自然保 護課	希少野生 動植物保 護事業	2,588	2,588	-	-	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t- CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
	43	環境 生活 部	自然保 護課	野生鳥獣 適正保護 管理事業 (ニホン ジカ・イ ノシシ個 体数調 整)	18,292	18,292	-	-	
	44	環境 生活 部	自然保 護課	狩猟者確 保対策事 業	3,455	3,455	-	-	
	45	環境 生活 部	自然保 護課	野生鳥獣 適正管理 事業（鳥 獣被害対 策専門指 導員等配 置）	43,577	43,577	-	-	
	46	環境 生活 部	自然保 護課	野生鳥獣 生息状況 調査事業 (カワウ 調査)	4,897	4,897	-	-	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t-CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
	47	環境 生活 部	自然保 護課	湿地環境 保全・利 活用事業	24,172	24,172	-	-	
	48	環境 生活 部	自然保 護課	環境緑化 推進事業 （百万本 植樹事 業）	3,100	3,100	-	2	
	49	環境 生活 部	自然保 護課	蒲生干潟 見守り事 業	321	321	-	-	
	50	環境 生活 部	自然保 護課	金華山島 生態系保 護保全対 策事業	872	872	-	-	
	51	環境 生活 部	自然保 護課	昭和万葉 の森管理 事業（ア カマツ林 保全事 業）	1,300	1,300	-	3	
	52	水産 林政 部	水産業 基盤整 備課	持続可能 なみやぎ の漁場環	2,102	2,102	-	44	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t-CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
				境づくり 推進事業					
	53	環境 生活 部	自然保 護課	宮城県森 林インス トラクタ ー養成講 座・受講 生サポー ト事業	440	440	-	-	
	54	水産 林政 部	水産林 業政策 室	未来へつ なぐ豊か な海づく り事業	663	663	-	-	
	1 4 事業				107,301	107,301	-	49	
5 地球循環共生圏形成のための人材の充実	55	教育 庁	生涯学 習課	自然の家 人と自然 の交流事 業	1,448	1,448	-	-	
	56	環境 生活 部	環境政 策課	みやぎ環 境税広報 事業	6,624	6,624	-	-	
	57	経済 商工 観光 部	観光政 策課	みやぎエ コ推進バ ス運行補 助事業	446	446	-	14	

視 点	No	部局	課・室 ・公所	事業名	事業費（千円）			CO ₂ 削減 効果(t-CO ₂)	監 査 対 象
					R5 決算額	R5 完了	R6 へ繰越		
	58	環境 生活 部	環境政 策課	児童・生 徒のため の環境教 育推進事 業	1,399	1,399	-	-	
	59	教育 庁	義務教 育課	ルルブ ル・エコ チャレン ジ事業	2,145	2,145	-	417	
	5 事業				12,061	12,061	-	431	
	県事業 59 事業				1,510,941	1,284,841	226,100	36,507	
	60	環境 生活 部	環境政 策課	環境創造 基金市町 村支援事 業	314,703	314,703	-	6,665	○
	合 計 60 事業				1,825,644	1,599,545	226,100	43,172	

出所：令和6年10月8日開催「環境福祉委員会」配布資料より包括外部監査人が作成

第3章 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法又は不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

1 指摘及び意見の要約

指摘及び意見を性質ごとに要約すると以下のとおりとなる。なお、項目を表す括弧書きの番号は下記【指摘及び意見の要約一覧表】における「問題点・原因」の冒頭に記載の番号を参照されたい。

- 応募数等

数年にわたり1者応募の状態にある事業（（3）－①）、応募のなかった事業（（9）－①）、予定よりも非常に少ない応募のみの事業（（8）－②）及び活用率の低い事業（（11）－②）が存在した。特に1者応募が続くことは健全な状態ではないと思慮される。

- 申請（変更を含む）時の確認

相見積りとして提出された2つの見積書に高い類似性が認められる申請が存在した（（1）－⑤－3）。相見積りの目的を達成するためにも、申請時に各見積りが関連性のない異なる事業者が作成したものであるかの視点で確認する必要がある。また、算定根拠資料の提出が求められているが提出されていない申請（（10）－④）が存在した。

申請時に利用するチェックリストの有効活用等の上記以外で申請（変更

を含む) 時の確認に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ②、(1) - ⑤ - 2、(1) - ⑥ - 1、(8) - ①、
(10) - ⑥ - 1、(10) - ⑥ - 2

- 選定基準

3メニューから構成されているが、各メニューの採択率に偏りのある事業が存在した((1) - ①)。これは、採択するにあたりCO₂削減効果の最大化のみならず中小事業者への補助の側面を有していることから、中小事業者が選定されやすいメニューが採択されていることが背景にある。県の事業として中小事業者の支援を目的とすることは必要なことと思慮するが、事業効果として設定ないし定量化されていないことから客観的な評価を通じた予算配分の最適化が担保されていない可能性がある。

- 財源

県は森林環境譲与税とみやぎ環境税は使途を明確にわけていると公表しているが、併用されているため財源の付け替えが発生している事案が存在した((11) - ①)。

- 実行

要綱等への抵触はないものの、購入するPHV車が計画時点から変更され、よりハイブリッド燃料消費率の低い車両が購入されているが、変更理由等の説明、検討がなされていない事案が存在した((10) - ⑤ - 1)。

- 報告書の提出

実施効果及び活着状況等について報告を行うことが補助の条件として定められているが、提出期限が設定されていない事業が存在した((5) - ①)。

- 事後調査・検証

CO₂削減効果の実績が計画を大きく上回るものの、事後検証が行われていない事業が存在した((10) - ②)。良い効果が得られた場合はより高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行うことが期待される。

同様に、事後検証が行われていないため同検証及び開示を行う必要がある等、県民に事業の有効性を説明するための取組み等の事後検証に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ④、(4) - ② - 1、(4) - ② - 2、(5) - ② - 1、
(5) - ② - 2、(6) - ① - 2、(7) - ① - 1、(7) - ① - 2、
(10) - ③

- 公開情報

添付資料5. に記載のとおり、みやぎ環境税は個人に課せられる超過課税でもっとも高い。一方、森林環境譲与税とみやぎ環境税の目的の違い及び使途のすみわけは専門性が高く、県から公開されている情報では県民に理解しづらいように見受けられる((11) - ④)。

FAQの更新漏れ、記載誤り、県民による事業の効果に対する理解を促進するための見せ方等の上記以外で公開情報に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ③、(2) - ①、(4) - ① - 1、(4) - ① - 2、
(6) - ① - 1、(10) - ①、(10) - ⑤ - 2、(11) - ③

- 文書化

記録を残す、記載が鉛筆書きのためこれを見直す等の文書化に関する指摘または意見は以下のとおりである。

(1) - ⑤ - 1、(1) - ⑥ - 2、(1) - ⑦

【指摘及び意見の要約一覧表】

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
(1) みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業				
①事業効果の設定について	49	意見	((1) - ①) 県は設定された事業効果であるCO₂削減効果の最大化のみならず、中小事業者への支援等の側面を考慮して予算配分等の意思決定を行っているが、このような側面は事業効果として設定ないし定量化されていないため、事業全体での予算配分に関する客観性の確保が困難となっている。	意思決定の際に考慮している左記のような側面は、可能な限り事業効果として設定ないし定量化し、事後的な評価を通じた予算配分の最適化が可能となるよう努める。 具体的には、中小事業者にも幅広く補助金を交付する可能性も考慮し、中小企業による実行の対象となりやすいメニューの採択率ないし採択数を予算配分の際に考慮する指標とすること等が考えられる。
②チェックリストの項目見直しについて	50	意見	((1) - ②) 申請者の利用するチェックリストの項目のうち、補助金振込先金融機関に関連する資料の項目が実態にそぐわないことから、当該項目が空欄となったまま手続が進められているケースが複数確認されており、提出書類の不足を見逃すことに繋がるおそれがある。	適時にチェックリストの項目の見直しを検討する。
③誓約書・自認書に	51	意見	((1) - ③)	県民の利便性向上という押印廃止の目的が十分に達成さ

項目	ペ ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
おける押印について			本事業では、県民の利便性向上を目的の一つとして、令和5年度から、他の手続に比してより厳格な確認が必要とされる誓約書や自認書といった文書への押印が不要とされている。 環境政策課は当該方針の採用に合わせ、誓約書や自認書の様式を一部変更しているが、その他の手段による明文化が行われていない。 このため、本事業において申請者から書面で提出される誓約書や自認書には、申請者による押印がなされているものが混在しており、押印廃止の目的が十分に達成されていないおそれがある。	れるよう、事業に関するQ&A等において、押印は省略可能であることについての明文化・周知を行う。
④経過報告 業務の有効性について	51	意見	((1) - ④) 申請者は事業実施後の状況確認、事業効果の継続的把握を目的として、事業実施後翌々年度の4月末まで事業経過報告書の提出による経過報告が求められている。 この点、各種事業者の情報を集約した一覧表の作成等を行わ	業務の有効性を高めるため、広範な視野での分析、議論を行い、これらの業務から得られた知見を文書化して共有可能にすることで、検証結果をより一層今後の施策に活かしていく。

項目	ペ ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			れているものの、集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等が行われていないことから、当該経過報告が今後の施策に活かすための広範な視点での検討、議論に繋がっていないおそれがある。	
⑤高効率設備等導入事業について	53	指摘	((1) - ⑤ - 1) 高効率設備等の導入にかかるみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業実績報告書が、交付要綱の定める提出期限である事業完了後一月を超過して提出されている事例が確認されるものの、この点について特段の文書化がなされないまま承認がなされている。したがって、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。	交付金制度の透明性と公平性を維持するため、遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。 また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。
	53	指摘	((1) - ⑤ - 2) 補助金交付申請書の添付書類の記載に漏れがあるにもかかわらず、補助金交付申請書が通常と同様に承認されている事例が確認される。追加の確認作業や	不備を解消したうえで改めて申請書の承認を行う。仮に不備の内容が軽微なために差し戻しを行わない場合であっても、当該不備が生じた理由について申請事業者への確認等を行い、正

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			訂正を求める措置が取られない場合、不正確な情報に基づく承認行為を招き、結果として交付金の適正な交付が妨げられるおそれがある。	確な情報を文書化したうえで承認を行う。
	54	意見	((1) - ⑤ - 3) 交付要綱に則り、補助金交付申請書の添付書類として、相見積もりの証跡である2社の見積書が提出されているが、地理的な近接、見積書の様式の類似性、見積日付の一致等、適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素が存在する。 しかしながら、追加の確認等がなされないまま、補助金交付申請書への承認がなされており、適切な相見積もりが行われていない場合は、正当な取引価格を超過する交付金が交付され、県の予算の適切な執行を害するおそれがある。 なお、本外部監査の過程で県による追加の検証手続きが行われた結果、2社の間に密接な関係は識別されていないことから、	適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素がないかという観点で批判的な検証を行い、仮にそのような要素が検出された場合は、供給業者の選定過程の確認等の追加的な検証手続きを行うことで、交付金の使途の透明性の確保に努める。

項目	ペ ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			これらの事項は補助金交付の正当性を損なうものではない。	
⑥ 再生可能 エネルギー 一等設備 導入事業 について	54	意見	((1) - ⑥ - 1) 申請者からの提出が必要となるチェックシートにおいて、申請者によるチェック証跡のない項目が複数存在しており、チェック証跡がないことについて、県がその正当性を確認した証跡もないことから、申請時の資料提出に漏れが生じるおそれや、県側での確認状況を事後的に確かめることができないおそれ、ひいては資料提出及び確認作業の透明性・有効性が低下するおそれがある。	仮に該当がない項目であつても、斜線を引く等の方法でその旨を明記する。また、チェック証跡の記載者を明確にするため、申請事業者と県の担当者がそれぞれチェック証跡を記載できるように、現在単一で設けられているチェックリストのチェック欄を複数とする、県が確認証跡の記載に用いる用具や色、記載方法を統一するなどの対応を行う。
	55	意見	((1) - ⑥ - 2) 補助金の確定に際して県が作成する補助事業履行確認調査復命書において、鉛筆書きで修正又は加筆した箇所が数箇所存在するが、修正者、修正日及び訂正印が残されていないことから、手続の透明性・正当性が損なわれる可能性がある。	修正履歴を適切に把握、管理できるように、訂正印を残す等の対応を行う。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
⑦研究開発等事業について	55	意見	((1) - ⑦) 県が事業の実施結果の妥当性を確認する際に行う、経費区分別の予実分析において、分析フォーマット上の「乖離が過大（20%超）な理由」という記載項目への該当事由があるにもかかわらず、理由の記載がなされていない。この点、記載を不要と判断した根拠は存在するものの、根拠の文書化もなされていない。担当者の判断の根拠が適切に文書化されておらず、他の者による客観的な検証が困難になっているため、確認作業の形骸化をもたらすおそれがある。	フォーマットに沿って明確に記載を行う、仮に重要性が乏しいと判断された場合であって、その根拠を適切に文書化する。また、重要性の判断が担当者による恣意的なものとならないよう、例えば金額的な閾値を定めるといった対応を行うことが考えられる。
(2) 2050ゼロカーボン推進事業				
① 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）の	58	指摘	((2) - ①) 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）は16,297t-CO₂となっているが、この数値には誤りがあり、正確には463t-CO₂である。令和4年度の計画値は他の年度や実績と比較しても異常の水準である	時系列での推移や、計画と実績の乖離状況を分析、検証することで、成果を評価するのみならず、事業上の課題を特定し、今後の施策の改善に活かしている。

項目	ペ ー ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
誤りにつ いて			ため、分析により計算誤りを異常値として識別することは容易であり、当該誤りがこれまで認識されていなかった事実は、県による事業効果の検証、ひいては財源の活用の有効性にも懸念を生じさせるおそれがある。	
(3) スマートエネルギー住宅普及促進事業				
① 1 者応募 について	61	意見	((3) - ①) 公募により事業者を募集しているところ、依然として1 者応募の状況が平成30 年から継続している。	複数の事業者を比較検討し、自治体にとって最適な選択が可能となるよう、補助対象者要件を満たすと考えられる事業者や関連団体に対し本事業の周知を図る等、より競争を促すことを検討・実施すべきである。
(4) 温暖化防止間伐推進事業				
①事業効果 について	63	意見	((4) - ① - 1) 事業効果であるCO2 削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。	事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
	63	意見	((4) - ① - 2) CO2削減効果の単年度の実績は計画値を大きく下回っているが、この点は原因を含め公表されておらず、県民の理解に資する開示がなされていない。	計画値と実績値の乖離が大きい場合には、県民の理解に資するように、その原因について開示を行う。原因分析をもとに次の事業選定に繋げるなど、効果的な予算の使い方についても検討を行う。
②確認調査について	65	意見	((4) - ② - 1) 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。	現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。
	65	意見	((4) - ② - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を	人材育成支援等を通じて、事業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	
(5) チャレンジ！みやぎ500万本造林事業				
①低コスト 再造林の 実践提案 を行う事 業体に対 する補助 の事業効 果につい て	68	意見	((5) - ①) 補助の条件には、事業実施後3年間にわたり低コスト造林の実施効果及び活着状況等について報告を行うことが定められているが、提出期限が設定されていない。そのため、県は報告を提出するように求めているが、提出状況は芳しくない。	報告の期限を設定し、報告を適切な時期に入手することが望ましい。
②確認調査 について	68	意見	((5) - ② - 1) 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定	現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。	
	68	意見	((5) - ② - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	人材育成支援等を通じて、事業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。
(6) マツ林景観保全事業				
①事業効果について	71	意見	((6) - ① - 1) 事業効果であるCO2削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。	事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
②確認調査について	71	意見	((6) - ① - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	人材育成支援等を通じて、事業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。
(7) ナラ林等保全対策事業				
①確認調査について	73	意見	((7) - ① - 1) 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。	現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
	73	意見	((7) - ① - 2) 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。	人材育成支援や広報等を通じて、作業員によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。
(8) 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業				
① 新築住宅支援について	75	指摘	((8) - ①) 申請者からの提出が遅れた申請書類について、申請書類である「チェックリスト」及び審査資料である「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」の提出済み欄へのチェックが漏れている。本来であれば審査の時点で両者にチェック証跡が記載されるべきであることから、チェックリストを用いた、申請書類の網羅性に関する確認作業が形骸化しているおそれがある。	書類の提出が遅れている申請を個別に管理し、未了事項を把握できる状態にすることで、提出書類の網羅性の確認を徹底する。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
②住宅リフォーム支援について	76	意見	((8) - ②) 令和5年度においては、事業量として40棟分を予定していたところ、実際の申請数及び交付決定数は5件にとどまり、事業効果の計画からの下振れ要因となっている。背景としては、補助要件の一つである県産材の利用量が立米単位のみで定められていたため、床や壁等、平面のリフォームにおいては要件が充足されず、申請を見送るケースが多く生じたことが想定される。	相談会の開催等により、住宅リフォーム支援の認知度向上に取り組むとともに、補助要件について、申請に当たりボトルネックとなっている県産材利用量の下限値等について効果が認められる範囲にて継続的な見直しを行い、より支援制度が利用されるような取組みを推進する。
(9) みやぎCLT普及促進事業				
①CLTユニット建築支援事業について	78	意見	((9) - ①) 本メニューは令和5年度において申請実績及び交付実績がなく、事業効果の創出に繋がっていないことから、利用促進のための措置を講じていく必要がある。	相談会の開催など、CLTユニット建築支援事業の認知度向上に取り組むとともに、申請要件や募集方法を見直し、実際に事業が利用されるような取組みを推進する。
(10) 環境創造基金市町村支援事業				

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
① 交付要綱別表とQ&Aの内容の相違について	80	指摘	((10) - ①) 「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」は、交付要綱別表3にて交付対象外経費の例としてあげられている一方、みやぎ環境交付金事業Q&Aでは交付対象となり得ると記載されている。これはQ&Aの改訂が遅れていることによるものであり、公表情報の正確性を損なうおそれや、申請誤りを招くおそれがある。	要綱、Q&A等の一貫性確保のため、関係個所を同時に改訂、公表するための情報更新のプロセスを整備する。
② 仙台市のアクションプログラム推進事業及び省エネ家電買い替えキャンペーン事業（メニュー選択型）について	81	意見	((10) - ②) アクションプログラム推進事業は、次世代自動車を導入する中小企業者に対し補助を行う事業であり、事業費や次世代自動車の導入実績は計画比で10～20%ほどの微増の推移となっているが、CO2削減効果は計画比で約3倍となっている。 同様に、省エネ家電買い替えキャンペーン事業においても、事業費が計画比で横ばいの推移となる一方で、CO2削減効果	CO2削減効果が計画対実績で大きく増加している場合は、より高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行う。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			は計画比で約3倍となっている。 しかしながら、これらの著しい増加の背景について、県による検討、確認はなされていない。	
③ 石巻市の 公用車へのPHEV導入事業（メニュー選択型）について	81	指摘	((10) - ③) 本事業は、ガソリン車をPHV車へ置き換えることを目的とした事業であるが、市の算定したCO2削減効果は、置き換え前のガソリン車の二酸化炭素排出量のみに基づき計算されている。この場合、置き換え後のPHV車からの二酸化炭素排出量がゼロであることが前提となるが、この点について何らの説明、検討がなされていない。	CO2削減効果の算定方法が実態と整合しているか、算定方法の前提が適切か、といった点について、適切な検証を行い、交付の決定に利用する情報の正確性を確認する。
④ 石巻市の 太陽光発電等普及促進事業（メニュー選択型）について	82	指摘	((10) - ④) 事業実施に際して市から提出された事業実施計画書及び実績報告書において、それぞれCO2削減効果が記載されている一方、同事業実施計画書及び実績報告書にて「算定根拠資料が別にある場合は添付すること」とされているにもかかわらず、算	CO2削減効果が記載されている以上、算定根拠資料が存在することは明らかであるため、根拠資料について適切に徴求を行う。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			定根拠資料の提出はなされておらず、未提出の背景についても文書化されていない。	
⑤ 登米市の 公用車P HV導入 事業（メ ニュー選 択型）に ついて	82	意見	（（１０）－⑤－１） 要綱等への抵触はないものの、購入するPHV車が計画時点から変更され、よりハイブリッド燃料消費率の低い車両が購入されている点について、変更理由等の説明、検討がなされていない。また、車両変更との因果関係は定かではないが、CO ₂ 削減量は計画から約60%減少している。	二酸化炭素削減量は燃料消費率のみで図られるものではないが、特にCO ₂ 削減効果の実績が計画を大きく下回っているような状況下では、車種変更等、支出内容の変更理由の合理性についても、適切な検証を行う。
	82	意見	（（１０）－⑤－２） 実績報告書上、CO ₂ 削減効果は様式に則り実績値のみが記載されていることから、計画と実績が比較できるような形で記載はなされておらず、上記CO ₂ 削減量の減少の背景についても検討、確認がなされていない。	事業効果という重要な指標であることを考慮し、計画値と実績値の比較が容易になるよう、両者を併記する枠を設ける。

項目	ペ ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
⑥ 村田町の ソーラー 証明及び PHV導 入を契機 としたC O2削減 と防犯・ 防災対応 能力向上 事業（市 町村提案 型）につ いて	83	指摘	((10) - ⑥ - 1) 交付要綱には、交付決定に係る年度の2月末までに事業実績報告書を提出することが定められているが、町は計画期間を2月末から3月末まで延長する内容の計画変更承認申請書を3月28日に提出し、その後みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実績報告書の提出がなされていることから、提出期限の遅延が認められる。当該遅延については両自治体の担当者間でコミュニケーションが行われ、関係者への情報共有もなされていたことから、計画変更及び事業実績報告書は通常と同様に承認されているが、遅延の事実に関する県の判断は文書化されていない。したがって、承認プロセスの合规性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。	交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。 また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
	84	指摘	((10) - ⑥ - 2) 交付金を財源として導入する設備の種類を変更したケースがあり、みやぎ環境交付金事業Q & Aに照らして事業計画の変更承認が必要となる状況に該当するにもかかわらず、町及び県の担当者は、費目間での流用が生じないことから、計画の変更承認は不要と判断していた。このため、事業計画の変更承認申請及び県による変更承認が行われておらず、上記Q & Aへの抵触が認められる。	関係者が変更承認の可否を適切に認識・判断できるよう、指導及び情報周知を強化し、規定に基づいた手続を遵守する体制を整備する。
(11) 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-				
① 森林環境譲与税とみやぎ環境税を併用した事業について	94	指摘	((11) - ①) 県は県税のみやぎ環境税と国税の森林環境譲与税について、使途を明確にわけていと公表している一方で、市町村が行う事業において、みやぎ環境税と森林環境譲与税を併用して行っている事業が存在する。県は該当の事業について、既存事業の補助裏に森林環境譲与税を充当しているため、単なる財源付け替えであり、森林環境譲与税の	みやぎ環境税と森林環境譲与税の使途の違い、及び併用は不可であることを、市町村に対して丁寧な説明が必要である。

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			趣旨である未整備森林の追加的な解消にも当たらないことから、森林環境譲与税を使用する事業ではないと認識している	
②市町村での活用状況について	95	意見	((11) - ②) 森林環境譲与税について、市町村別の活用率（活用実績／国から市町村への譲与額）が低い市町村が複数存在しており、本制度の目的を十分に果たせていないおそれがある。	市町村の活用率にはばらつきがあるため、特に活用率が非常に低い市町村に対し積極的な意見収集を行い、必要な措置を県の事業として行う。また森林が少なく、単独では事業を行うことが難しい市町村に対しては、県全体での連携ができるよう働きかけを行う。
③市町村での活用状況一覧の公表について	96	意見	((11) - ③) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律では、県は森林環境譲与税を、「同税を用いた市町村による森林整備」の支援のために活用することとされているため、県による事業効果は、各市町村における活用実績で図られるべきと考えられる。この点、各市町村における活用実績の情報は、県により把握されているものの、一覧性のある総合的な活用実績の情報は公開されておらず、事業効果が県民	市町村の活用実績一覧を県の事業効果として開示する。

項目	ペ ジ	区 分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			へ適切に示されていないおそれがある。	
④県民への 周知につ いて	97	意見	((11) - ④) 「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の目的の違い及び使途のすみわけについて、専門性が高いことにより県民に理解しづらいように見受けられる。県知事も令和6年6月3日の記者会見において、すみわけを周知することの必要性に言及していたものの、みやぎ環境税に関する県のホームページにおいて資料「「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要」にとどまっており、県民に二重課税との懸念を払拭できていない可能性がある。	負担している県民の理解を促進するため、両税の目的及び使途のすみわけについて、より平易な表現で、継続的に行うことが望ましい。

2 個別検出事項

(1) みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業

【事業の概要】

① 事業目的

2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の事業活動に起因する二酸化炭素排出量の一層の削減を図るため、県内事業者等による再エネ・省エネ等の取組みを総合的に支援する。

② 事業内容

省エネ・再エネの設備導入や研究開発等に要する経費の一部助成、省エネ・再エネの課題解決を支援するコーディネーターの派遣、脱炭素燃料研究会の開催等を行う。

③ 所管部局・課

環境生活部 環境政策課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 補助金等交付規則
- ・ みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和３年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	281,411	310,044	313,266
決算額	263,902	296,141	309,321

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度ＣＯ２削減効果（ｔ－ＣＯ２））

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画	3,835	4,588	2,672
実績	2,269	3,171	2,407

【指摘及び意見】

① 事業効果の設定について

本事業は①高効率設備等導入事業、②再生可能エネルギー等設備導入事業及び

③研究開発等事業の3メニューから構成されており、各メニューの採択率（交付決定数/交付申請数）は下表の通り推移している。

【メニュー別の採択率の推移】

単位：％	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①高効率設備等導入事業	82.0	93.8	91.9
②再生可能エネルギー等設備 導入事業	53.8	30.8	58.1
③研究開発等事業	33.3	66.7	40.0

出所：環境政策課作成資料

事業効果であるCO₂削減効果を最大化する上では、CO₂の排出を抑制する①のメニューよりも、そもそもCO₂を排出しない②のメニューの方が、基本的に費用対効果が高いものの、②の採択率は①に比して低水準で推移している。

さらに、令和5年度においては、①のメニューで交付額が当初予算を下回る一方、②のメニューでは交付額が当初予算を上回り、結果として、①のメニューでは補助要件を満たせば基本的に申請が採択されている一方、②のメニューでは各申請内容が吟味され、環境負荷低減効果が特に大きい申請等が優先的に採択される状況となっている。

したがって、②のメニューにおいて、事業効果に関する機会損失が一定程度の規模で生じていることが考えられ、事業効果の最大化のために最適な予算配分がなされているとは言い難い。

この点、県としては、事業効果の最大化のみならず、経済的余裕の少ない中小事業者にも幅広く補助金を交付すること等も考慮しており、比較的少額での設備投資が可能な①への予算配分を優先している（令和6年10月29日に実施した担当課（環境政策課）に対する質疑応答）。

（意見1）

県は設定された事業効果の最大化のみならず、中小事業者への支援等の側面を考慮して予算配分等の意思決定を行っているが、このような側面は事業効果とし

て設定ないし定量化されていないため、事業全体での予算配分の客観性の確保が困難となっている。したがって、このような側面についても、可能な限り事業効果として設定ないし定量化し、客観的な評価を通じた予算配分の最適化が可能となるよう努めるべきである。

具体的には、中小事業者にも幅広く補助金を交付する可能性も考慮し、中小企業による実行の対象となりやすいメニューの採択率ないし採択数を予算配分の際に考慮する指標とすること等が考えられる。

② チェックリストの項目見直しについて

各メニューにおいて申請時に用いられる「実績報告書提出物チェックリスト」では、「補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し」の提出が求められているが、振込先が当座預金の場合等においては、預金口座の番号が存在するのみであり、通帳やキャッシュカードは存在しないことから、これらの資料の提出は不可能である。

このため、結果的にチェックリストに定める振込先金融機関に関する資料が提出されていない申請が存在し、チェックリストの当該項目を空欄としたまま実績報告書及び本チェックリストが県に提出されているケースが複数確認された。

(意見2)

チェックリストは提出書類の網羅性を確認するうえで重要な資料であり、空欄としたまま提出及び県による確認がなされている現状は、提出書類の不足を見逃すことに繋がるおそれがある。

したがって、チェックリストの項目が実態にそぐわない状況が識別される場合、適時に項目の見直しを検討すべきである。また、仮にチェックリストが空欄となる場合であっても、申請者がその旨や根拠に関する説明を記載し、県が確認作業時に証跡を残す等、チェックリストの実効的な利用に繋げるための運用の周知・指導がなされるべきである。

③ 誓約書・自認書における押印について

県は行政手続のデジタル化や書面等の簡素化による県民の利便性向上や庁内業務の効率化を目的とし、他の手続に比してより厳格な確認が必要とされる誓約書

や同意書、証明書などについても、各所管部局・課の判断で押印を不要とすることを可能としているため、本事業においても、令和5年度から、誓約書や自認書への押印は不要とされている。環境政策課は当該方針を採用した際、誓約書や自認書の様式を変更し、署名欄の横にあった押印欄を削除しているが、その他の手段による明文化は行っていない。

このため、本事業において申請者から書面で提出される誓約書や自認書には、申請者による押印がなされているものといないものが混在している。

(意見3)

県民の利便性向上を目的の一つとして文書への押印を省略可能としているにもかかわらず、押印がなされている文書が散見されるのであれば、県は押印廃止の目的が十分に達成されるよう、事業に関するQ&A等において、押印は省略可能であることについての明文化・周知を行うべきである。

④ 経過報告業務の有効性について

各事業において交付金が確定し、支払がなされることで事業が終了した後も、事業実施後の状況確認、事業効果の継続的把握を目的として、各事業者は事業実施後翌々年度の4月末まで、事業経過報告書の提出による経過報告が求められている。当該経過報告には、各事業者における事業実施後の事業効果を把握することで、導入設備の適切な使用や効果の検証、更なる省エネ・再エネへ向けた環境産業コーディネーターの伴走支援に繋げるといった目的がある中（令和6年10月29日に実施した担当課（環境政策課）に対する質疑応答）、各種事業者の情報を集約した一覧表の作成等も行われているものの、集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等も行われていない。

(意見4)

経過報告により集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等がなされていないという事実は、当該経過報告が今後の施策に活かすための広範な視点での検討、議論に繋がっていないことを示唆しており、上記業務の有効性に疑念を生じさせる。

県は業務の有効性を高めるため、広範な視野での分析、議論を行い、これらの業務から得られた知見を文書化して共有可能にすることで、検証結果をより一層今後の施策に活かしていくべきである。

⑤ 高効率設備等導入事業について

ケース 1

交付要綱第 12 においては「補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。」と定められているところ、提出期限の繰り下げについての文書化がなされないまま、高効率設備等の導入にかかる事業完了後、一月を超過して提出されたみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業実績報告書を、承認している事例が確認された。

県は、提出遅延は書類作成に時間を要していることによるものでありやむを得ないものという判断の下、実績報告書を通常と同様に承認しているが、上記の判断について特段の文書化はなされていない。

ケース 2

高効率設備等導入の申請に当たり、補助金交付申請書の添付書類として県に提出された補助対象一覧表の記載内容が、添付書類である見積書や収支予算書と整合していない事例が確認された。具体的には、補助対象一覧表において、ボイラ制御盤2台の記載が漏れている。この事例では、県による追加の確認等や申請書の差し戻し等が行われた形跡はなく、補助金交付申請書は通常と同様に承認されている。

ケース 3

高効率設備等導入の申請に当たり、補助金交付申請書の添付書類として、相見積りの証跡である 2 社の見積書が提出されている。これは、交付要綱別表 6 にて、補助金交付申請書の添付書類として、事業に関する参考見積書（2 社以上の

相見積もり）の提出が求められていることに則ったものである。両見積書を確認したところ、下記の事項が識別されたが、この点について、県による追加の確認等は行われておらず、補助金交付申請書は通常と同様に承認されている。

- ・地理的に非常に近接している
- ・見積書の内訳書の情報が、いずれも内訳、数量、単位、単価、金額、備考の順に表形式で記載されており、類似性が認められる
- ・2社の見積書の日付が一致している

なお、本外部監査の過程で県による追加の検証手続きが行われた結果、2社の間に密接な関係は識別されていないことから、これらの事項は補助金交付の正当性を損なうものではない。

（指摘1）

必要資料の提出の遅延が生じているにもかかわらず遅延に関する県の見解が文書化されないまま承認が行われる場合、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う必要がある。

また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、県は提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する必要がある。

（指摘2）

提出された添付書類に不一致がみられるにもかかわらず、追加の確認作業や訂正を求める措置が取られない場合、不正確な情報に基づく承認行為を招き、結果として交付金の適正な交付が妨げられる可能性がある。

ケース2では、補助対象一覧表に不備が認められることから、本来であれば申請書を一度差し戻し、不備を解消したうえで改めて申請書の承認がなされる必要がある。また、仮に差し戻しを行わない場合であっても、当該不備が生じた理由について申請事業者への確認等を行い、正確な情報を文書化したうえで承認がなされる必要がある。

(意見5)

県は、取引の透明性を確保し、正当な取引価格を超過する交付金が交付されることを防止するために相見積もりを行っており、適切な相見積もりが行われていない場合はその実効性に疑義が生じ、ひいては県の予算の適切な執行を害するおそれがある。したがって、本ケースにおいては実質的な問題が識別されなかったものの、県は提出された見積書を、適切に取得された相見積もりではないことを示唆する要素がないかという観点で批判的に検証し、仮にそのような要素が検出された場合は、供給業者の選定過程の確認等の追加的な検証手続を行うことで、交付金の使途の透明性を確保すべきである。

⑥ 再生可能エネルギー等設備導入事業について

再生可能エネルギー等設備の導入にかかる申請に際しては、みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業(再生可能エネルギー等設備導入事業)提出書類確認表(チェックシート)の提出が必要となっているが、同資料において、申請者によるチェック証跡のない項目が複数存在する。また、申請者によるチェック証跡がないことについて、県がその正当性を確認した証跡もない。

さらに、上記補助金の確定に際して県が作成する補助事業履行確認調査復命書において、①実績報告書の提出日、②対象事業者の住所及び③国の補助金交付額が、鉛筆書きで修正、又は、加筆した箇所が3箇所存在するが、修正者、修正日及び訂正印は残されていない。

(意見6)

チェックシートは必要資料が漏れなく提出されたことを確認するために用いられるシートであるため、チェック証跡が存在しない場合は、申請時の資料提出に漏れが生じるおそれや、県側での確認状況を事後的に確かめることができないおそれが生じ、ひいては資料提出及び確認作業の透明性・有効性が低下することとなる。したがって、仮に該当がない項目であっても、斜線を引く等の方法でその旨を明記すべきである。

また、チェック作業の責任関係を明確にするためには、チェック証跡が申請事

業者及び県のいずれによって残されたものであるのか、判別可能にすることが望ましい。したがって、チェック欄を申請事業者と県の担当者がそれぞれチェック証跡を記載できるよう、チェックリストのチェック欄を複数設けたり、県が確認した証跡については記載に用いる用具や色、記載方法を統一したりすることが望ましい。

(意見 7)

補助事業履行確認調査復命書は、申請事業者から提出された事業実績報告書の内容について、補助金交付規則に則り県の担当者が調査・確認した結果を知事へ報告する資料であるため、その内容が鉛筆で加筆修正されており、修正者や修正日が不明になっているという事実は、手続の透明性・正当性を損なうおそれがあるという点で望ましくない。したがって、修正履歴を適切に把握・管理できるよう、訂正印を残す等の対応を行うべきである。

⑦ 研究開発等事業について

県は事業者による研究開発等事業の実施後、内部資料である「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を用いて、事業の実施結果の妥当性を確認する作業を行っている。同チェックリストでは、補助対象経費における経費区分別の予実分析が行われており、当該予実分析のフォーマット上に「乖離が過大（20%超）な理由」という記載項目が設けられている。この点、旅費について予実の乖離が61%と大きくなっているものの、金額がいずれも数万円程度で重要性に乏しく、また、別途事業者から金額乖離に関する事前の情報共有もなされていたということから県は特筆すべき対応は不要と判断したものの、乖離が過大であることが正当であることの理由を記載していなかった。

(意見 8)

予実の乖離が所定の水準である20%を超えているにもかかわらず担当者の判断の根拠が適切に文書化されておらず、他の者による客観的な検証が困難になっているという状況は、予実分析の形骸化をもたらすおそれがあり、望ましくない。経費の予実乖離が大きい場合には、その理由を明確に記載することが重要で

あり、仮に重要性が乏しいと判断された場合であっても、その根拠を適切に文書化すべきである。また、重要性の判断が恣意的なものとならないよう、例えば金額的な閾値を定めるといった対応を行うべきである。

(2) 2050ゼロカーボン推進事業

【事業の概要】

① 事業目的

2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策と気候変動適応策の必要性に関する更なる普及を目指し、環境配慮行動の実践に向けた普及啓発施策を総合的に実施する。

また、新たに設置予定の地球温暖化対策地域協議会（「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の後継組織）を核として、ゼロカーボン社会実現に向けた県民運動・ムーブメントを推進する。

② 事業内容

ア 地球温暖化防止活動推進員に対する活動支援

地域で地球温暖化の現状や対策に関する普及などの活動を実施いただくボランティアである「地球温暖化防止活動推進員」の新規養成研修を実施（実施回数3回／年）

イ 家庭向け省エネ診断の推進

家庭からの二酸化炭素排出量を可視化し、環境省が認定した診断士が省エネに向けたアドバイスを行う「うちエコ診断」の実施機関への補助を実施（補助件数166件／年）

ウ 新たな地球温暖化対策地域協議会を核とした普及啓発

新たに設置予定の地球温暖化対策地域協議会と連携した普及啓発イベントやセミナーの開催を通して、地球温暖化対策等に係る普及啓発を実施、ゼロカーボン社会実現に向けた機運醸成を図る

エ SNSやスマホアプリを活用した環境配慮行動の促進

SNSを活用した情報発信・キャンペーン及び環境配慮行動促進アプリ「ecoチャレンジみやぎ」の運用等を通し、環境配慮行動の実践を促す

③ 所管部局・課

環境生活部 環境政策課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・うちエコ診断支援事業補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	39,526	31,674	24,941
決算額	20,186	30,748	24,458

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	518	16,297	95
実績	81	70	70

【指摘及び意見】

① 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）の誤りに
ついて

令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果（計画値）は16,297 t-CO₂となっているが、この数値には誤りがあり、正確には463 t-CO₂である。このように大きな乖離があるにもかかわらず、この誤りは当年度まで認識されていなかった。

当該事業のCO₂削減効果の計画値は、うちエコ診断の受診者数に診断で提案したCO₂削減策の実施による削減見込みを乗ずることで算定しているが、計画値を算定する際の表計算ソフトの算定式に誤りがあったことが直接的な原因となっている。

なお、上記事業の概要⑦に記載のとおり、令和4年度の計画値は令和3年度の計画値比で約3.1倍、令和5年度の計画値比で約17.1倍と非常に大きくなっており、また、令和4年度の実績値は計画値を99.9%下回っていることから、時系列での分析、又は計画と実績を比較する分析が適切になされていれば、計算誤りを異常値として識別することは容易であったと考えられる。

※うちエコ診断：家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省CO₂、省エネ対策を提案するもの

(指摘1)

事業効果の計画値の算定結果に大きな誤りがあるにもかかわらずこれが見逃されている事実は、県による事業効果の検証が適切になされていないことを示唆するものである。

事業効果は事業の成果そのものであり、時系列での推移や、計画と実績の乖離状況を分析、検証することで、成果を評価するのみならず、事業上の課題を特定し、今後の施策の改善に活かすうえでも重要な指標である。このような検証が適切になされないまま財源が支出される場合、財源が効果的に活用されない懸念も大きくなる。

このように、上記の誤りは、単なる計算誤りにとどまらず、事業効果の適切な検証プロセス、ひいては財源の活用の有効性にも懸念を生じさせるおそれがあることから、県はより効果的な財源の活用を模索すべく、適切な事業効果の分析・検証を行う必要がある。

(3) スマートエネルギー住宅普及促進事業

【事業の概要】

① 事業目的

高止まりする家庭部門のCO₂排出量を削減するとともに、特に震災後において、災害時でもエネルギーを確保できる自立・分散型システムの普及が重要な課題となっていることから、住まいにおける消費エネルギー量をできるだけ減らすとともに、必要なエネルギーを再生可能エネルギー等で賄うことで、環境負荷が少なく、災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を促進する。

② 事業内容

環境負荷が少なく、かつ災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を図るため、創・蓄・省エネ設備の導入、既存住宅の断熱改修、又はみやぎゼロエネルギー住宅の新築を行う県民に対し、補助事業執行実務を担う団体を通じて導入費用の一部を補助する。

また、スマートエネルギー住宅の普及啓発のための広報事業を実施する。

③ 所管部局・課

環境生活部 再生可能エネルギー室

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	285,360	289,300	326,900
決算額	284,357	337,622	371,054

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	6,859	6,285	4,042
実績	5,763	6,373	4,206

【指摘及び意見】

① 1者応募について

スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金は、スマートエネルギー住宅の普及に資する設備導入等を行う県民個人を対象とし、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものである。補助事業者の公募スケジュールは以下のとおりである。

募集期間	令和5年2月22日～令和5年3月22日
補助予定額	323,986千円
公募事業者数	1者
応募事業者数	1者
交付決定額	323,976千円

令和5年度スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金は、上述のとおり公募により1者採択を予定していたところ、実際の補助金応募数も1者であり、結果として当該事業者が採択されている。なお、1者応募・1者採択の状況は平成30年から継続している。

本事業の公募募集期間について、令和3年度は約3週間であったのに対し、令和5年度は約1か月に設定され、応募事業者の応募準備期間が拡大されたことから、幅広く募集を募るという点で一定の改善が確認できる。

しかしながら、依然として応募者数が1者にとどまっている。

「宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金にかかる補助事業者公募要領」においては補助対象者要件を規定しており、例えば「住宅の省エネルギーに関する技術に精通しており、本事業を的確に遂行する組織、人員を有してい

る」ことを一つの要件としているが、令和5年度に採択された事業者と同様に宮城県の指定確認検査機関として指定されるなど当該事業者と同様の事業を営んでおり、上記要件を満たすと考えられる事業者が複数存在すると考えられる。

(意見1)

公募により事業者を募集しているところ、依然として1者応募の状況が平成30年から継続している。公募の利点の一つは、競争原理が働くことで複数の事業者を比較検討し、自治体にとって最適な選択が可能となる点である。そのため、補助対象者要件を満たすと考えられる事業者や関連団体に対し本事業の周知を図る等、より競争を促すことを検討・実施するべきである。

(4) 温暖化防止間伐推進事業

【事業の概要】

① 事業目的

間伐等による適切な森林の管理・保全を通じて、森林の二酸化炭素吸収機能を増加させるとともに、間伐材を建築物等向けに供給し、炭素を蓄積・固定させ続けることによって地球温暖化防止に貢献し、県民の生活環境の保全に寄与する。

② 事業内容

森林の二酸化炭素吸収機能等を強化するための間伐等や、これらと一体的に行う森林作業道整備に対する補助を行う。

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成23年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	143,624	114,800	76,500
決算額	58,604	56,063	70,131

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	3,872	4,400	2,640
実績	1,850	1,097	1,400

【指摘及び意見】

① 事業効果について

県は事業効果としてCO₂削減効果を設定している。「新みやぎグリーン戦略プラン」では、令和5年度の単年度の削減効果の計画値を2,640 t-CO₂としている。

一方、「みやぎ環境税活用事業の令和5年度実績について」では、削減効果として令和5年度～令和7年度の3年間の累積削減効果4,199 t-CO₂を公表しており、計画と実績の比較可能性が失われている。両資料を比較すると下記事業効果（指標）の推移（CO₂削減効果(t-CO₂))のとおり、CO₂削減効果の実績が計画値を上回っているように見受けられる。しかしながら、令和5年度の単年度の実績は1,400 t-CO₂であり、計画値を下回っているが、この点は公表されていない。

事業効果（指標）の推移（CO₂削減効果（t-CO₂））

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画 (単年度削減効果)	公表値	3,872	4,400	2,640
実績 (累計削減効果)	公表値	9,247	4,388	4,199
実績 (単年度削減効果)	未公表値	1,850	1,097	1,400

出所：計画（単年度削減効果）は各年度の新みやぎグリーン戦略プラン、実績（累計削減効果）は各年度の「環境福祉委員会」配布資料、実績（単年度削減効果）は森林整備課作成資料

（意見1）

上記のように、県公表の計画値は単年度の削減効果となっているが、実績値は累計削減効果の推定値となっている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では県民は事業が計画通りに進捗しているかどうか判断することが困難である。事業効果を県民が適切に理解できるためには、計画と実績の事業効果は同じ計算方法で算出した値が用いられるべきである。

（意見2）

計画値と実績値が乖離している理由については開示されていないが、実績値が計画値を下回っている原因を質疑により確認すると、「林齢構成が高齢化し施業が主伐に移行しつつあることに加え、人手不足も要因となり、間伐が進まない傾向にあること、また以前に比べて単位面積当たりの搬出量が増加したことに伴い補助金額が増大し、同規模の補助事業の予算を確保しても間伐面積が伸びない状況となっている」ということである（担当課（森林整備課）に対する質問回答）。計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について県民の理解に資するように開示を行うことが望ましいと考える。また、事業効果が計画に比して低いため、原因分析をもとに次回の事業選定に繋げるなど、効果的な予算の使

い方についても検討すべきである。

② 確認調査について

温暖化防止間伐推進事業では、温暖化防止森林づくり推進事業実施要領第9条において、事業実績報告書等の確認調査が求められている。確認調査の実施に関しては、別途、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領（以下確認調査要領）が作成されており、当該確認調査要領に基づいて確認調査が行われている。

確認調査要領第2条によると、確認調査には現地調査が含まれており、確認調査要領第4条によると、現地調査は施行状況が事業報告書等の内容と一致しているかどうか確認するものとされている。また現地調査は実施した事業の面積を確認するために行われている（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。

確認調査要領第2条第2項において、現地調査の対象となる施行地数は以下のように定められている。

（1）面積が3.0ha以上の植栽施行地に加え、3.0ha未満の植栽施行地のうち無作為に抽出するその10%以上に相当する数の施行地

（2）下刈り、除伐、間伐、ナラ林更新伐、松くい虫被害材搬出利用等又は抵抗性マツ植栽においては、施行地のうち無作為に抽出するその10%以上に相当する数

（3）ナラ枯れ駆除及びツヤハダゴマダラカミキリ駆除においては、同一市町村内での実施箇所のうち、無作為に抽出する10%以上に相当する数

（4）下刈り、間伐、除伐、植栽、ナラ枯れ駆除、ナラ林更新伐、ツヤハダゴマダラカミキリ駆除、松くい虫被害材搬出利用等又は抵抗性マツ植栽作業に係る施行地のうち、GIS上で作成された施行区域を表す図形（以下「GISデータ」という。）、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、前各号の規定にかかわらず、現地調査を省略できる。

3.0ha以上の植栽施行地は確認調査が必須であるが、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。施行地数の10%以上とは確認調査調書の「実施箇所名」を母集団数とした実施箇所数の10%以上であり、実施した面積の10%以上ではな

い。（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。

（意見3）

実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、実施した面積の確認を目的とする現地調査は重要である。しかしながら3.0ha以上の植栽施行地を除き、現地調査を行う割合が10%以上となっていれば、選定先について具体的な選定方法の基準はない。そのため選定先の決定方法は補助金申請の窓口となっている地方振興事務所任せとなっている。

補助金額の決定のためには実施した面積の十分な確認が必要であるにもかかわらず、選定方法の基準がないため、その解釈に恣意性が入り、公平性や一貫性が損なわれる可能性がある。確認対象の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討することが望ましい。

（意見4）

上記確認調査要領第2条第2項(4)において、「GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、GISデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。現状では、ドローン等を使用したGISデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。作業によるGISデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

(5) チャレンジ！みやぎ500万本造林事業

【事業の概要】

① 事業目的

成長のピークを過ぎ二酸化炭素の吸収機能が低下した森林を伐採し、新たに植栽することで若返らせ、二酸化炭素吸収等の公益的機能の維持、向上を図る。併せて、社会問題化するスギ花粉症対策を推進するため、花粉症対策スギ苗木の増産施設（ミストハウス）の適正な運用と、採種穂園の新規造成によって花粉症対策苗木の供給力を高め、県民生活の向上に寄与する。

② 事業内容

- ・造林未済地等への花粉の少ないスギ等の植栽に対する補助
- ・環境に配慮した伐採地の保育に対する補助
- ・植栽後の管理経費（防鹿柵設置等）に対する補助
- ・花粉症対策に資するスギ苗木の供給体制の強化
- ・低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助
- ・県行造林伐採跡地での低コスト再造林への補助

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	95,000	115,911	127,335
決算額	113,881	112,156	95,465

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度ＣＯ２削減効果（ｔ－ＣＯ２））

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画	3,850	3,850	3,850
実績	3,213	3,552	3,466

【指摘及び意見】

① 低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助の事業効果について

低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助の趣旨は、将来の宮城県内の森林づくりをけん引する「みやぎ低コスト再造林システム」を構築するため、モデルエリアを設定し、従来の補助事業の枠にとらわれない最新の技術や知見を取り入れた低コストな再造林の実践提案を募集することである。

補助の条件として、「低コスト造林の実施効果を自己分析し、事業実施後３年間にわたり低コスト化の効果及び活着状況等について報告を行うとともに、枯死木が著しく多い場合は、補植等により健全な成林に努めること。」を提示している。

「事業実施後３年間にわたり低コスト化の効果及び活着状況等について報告を行う」という部分について、明示はされていないものの、県としては事業実施後の３年後にまとめて報告を行うことでも問題ないとしているようである（令和６年１０月２８日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。

そのため、補助初年度である令和３年度の補助対象事業者からの報告が、３年後の令和６年度内には提出される予定である。また報告の提出が完了次第、県では、事後的な評価を行う予定である。

(意見1)

現状では、補助対象事業者からの低コスト化の効果及び活着状況等についての報告について、提出期限が設定されていない。そのため、県は令和3年度の補助対象事業者に報告を提出するように求めているが、提出状況は芳しくない。

当該事業は、「みやぎ低コスト再造林システム」を構築し、将来の宮城県内の森林づくりをけん引するために行うものであることから、県は実施された事業について効果を検証し、「みやぎ低コスト再造林システム」を構築、将来の宮城県内の森林づくりに活かしていく必要がある。そのためには、報告の期限を設定し、報告を適切な時期に入手することが望ましい。

② 確認調査について

(意見2)

温暖化防止間伐推進事業と同様に、実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、実施した面積の確認を目的とする現地調査は重要である。しかしながら3.0ha以上の植栽施行地を除き、現地調査を行う割合が10%以上となっていれば、選定先について具体的な選定方法の基準はない。そのため選定先の決定方法は補助金申請の窓口となっている地方振興事務所任せとなっている。

補助金額の決定のためには実施した面積の十分な確認が必要であるにもかかわらず、選定方法の基準がないため、その解釈に恣意性が入り、公平性や一貫性が損なわれる可能性がある。確認対象の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討することが望ましい。

(意見3)

温暖化防止間伐推進事業と同様に、確認調査要領第2条第2項(4)において、「GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、GISデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである（令和6年10月22日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。現状では、ドローン等を

使用したGISデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。よって、作業者によるGISデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

（６） マツ林景観保全事業

【事業の概要】

① 事業目的

松くい虫被害跡地のマツ林再生等を進め、特別名勝「松島」地域等の景観を保全する。また、ICT等の新たな技術を活用し、効果的な景観保全対策を図る。

② 事業内容

- ・ 抵抗性マツ植栽
- ・ 樹幹注入
- ・ 松くい虫被害処理木搬出・利用

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和３年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	36,000	34,200	34,200
決算額	31,583	27,228	17,978

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	34	34	29
実績	42	39	49

【指摘及び意見】

① 事業効果について

事業効果をCO₂削減効果として設定している。「新みやぎグリーン戦略プラン」では、令和5年度の単年度の削減効果の計画値を29 t-CO₂としている。一方、「みやぎ環境税活用事業の令和5年度実績について」では、削減効果として令和5年度～令和7年度の3年間の累積削減効果53 t-CO₂を公表しており、計画と実績の比較可能性が失われている。

事業効果（指標）の推移（CO₂削減効果(t-CO₂))

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画 (単年度削減効果)	公表値	34	34	29
実績 (累計削減効果)	公表値	66	46	53
実績 (単年度削減効果)	未公表値	42	39	49

出所：計画（単年度削減効果）は各年度の新みやぎグリーン戦略プラン、実績（累計削減効果）は各年度の「環境福祉委員会」配布資料、実績（単年度削減効果）は森林整備課作成資料

(意見1)

上記のように、県公表の計画値は単年度の削減効果となっているが、実績値は累計削減効果の推定値となっている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では県民は事業が計画通りに進捗しているかどうか判断することが困難である。事業効果を県民が適切に理解できるためには、計画と実績の事業効果は同じ計算方法で算出した値が用いられるべきである。

② 確認調査について

(意見2)

温暖化防止間伐推進事業と同様に、確認調査要領第2条第2項(4)において、「GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、GISデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである(令和6年10月22日に実施した担当課(森林整備課)に対する質疑応答)。現状では、ドローン等を使用したGISデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。よって、作業によるGISデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。

(7) ナラ林等保全対策事業

【事業の概要】

① 事業目的

ナラ類は里山林を構成する重要な樹種ですが、近年ナラ枯れ被害区域が拡大していることから、被害木の駆除を支援し、被害拡大を防ぐことにより、里山林の保全を図ります。また、ナラ材の利用が減り、ナラが大径化・高齢化したことが被害拡大の一因と考えられるため、伐採・更新・利用を促し、ナラ林の保全・再生を図ります。さらに、近年里山林に大きな被害を及ぼす恐れがある外来カミキ

リムシ類の被害が確認されていることから、駆除対策を支援し、里山林の保全を図ります。

② 事業内容

- ・ナラ枯れ被害木の駆除
- ・ナラ枯れ予防対策
- ・ツヤハダゴマダラカミキリ被害対策

③ 所管部局・課

水産林政部 森林整備課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・温暖化防止森林づくり推進事業実施要領

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	21,983	20,883	24,000
決算額	17,943	19,189	19,417

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果（t-CO₂））

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	229	328	459
実績	292	350	361

【指摘及び意見】

① 確認調査について

（意見１）

温暖化防止間伐推進事業と同様に、実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、実施した面積の確認を目的とする現地調査は重要である。しかしながら３．０ha以上の植栽施行地を除き、現地調査を行う割合が１０％以上となっていれば、選定先について具体的な選定方法の基準はない。そのため選定先の決定方法は補助金申請の窓口となっている地方振興事務所任せとなっている。

補助金額の決定のためには実施した面積の十分な確認が必要であるにもかかわらず、選定方法の基準がないため、その解釈に恣意性が入り、公平性や一貫性が損なわれる可能性がある。確認対象の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討することが望ましい。

（意見２）

温暖化防止間伐推進事業と同様に、確認調査要領第２条第２項（４）において、「ＧＩＳデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略できる。」との記載がある。これは、ＧＩＳデータ等を用いれば、正確に実施した面積を確認できるためである（令和６年１０月２２日に実施した担当課（森林整備課）に対する質疑応答）。現状では、ドローン等を使用したＧＩＳデータ等の作成が困難な事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。よって、作業によるＧＩＳデータ等の作成が普及すれば、人材を投入した現地調査も不要となる。県は働き方改革を進めており、効率的・効果的及び安全・正確に確認作業を行うために、人材育成支援等を通じて、作業によるＧＩＳデータ等の作成を普及することが望ましい。

(8) 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業

【事業の概要】

① 事業目的

二酸化炭素吸収源の確保や持続可能な社会を実現するうえで、環境負荷の少ない地域産材を積極的に利用することが重要であり、一般住宅への宮城県産材利用を更に普及させる必要がある。このため、子育て世代や県外からの移住者に対する支援を拡充し、木造住宅の新築・リフォーム等を推進することにより、県産材の利用拡大と定住促進を図る。

② 事業内容

・新築住宅支援

県産木材を一定割合以上使用した、新築戸建て木造住宅の木材費の一部を支援する。

・住宅リフォーム支援

県産木材を一定割合以上使用した木造住宅等のリフォームに係る木材費の一部を支援する。

③ 所管部局・課

水産林政部 林業振興課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	267,895	267,891	290,960

決算額	317,050	259,556	250,576
-----	---------	---------	---------

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	5,199	5,199	5,427
実績	6,929	5,729	5,293

【指摘及び意見】

① 新築住宅支援について

県による申請書類の審査資料の一部で、チェック証跡の記載漏れが確認された。

具体的には、申請日時点で申請者が入手しておらず、後日提出となっていた住民票の写しについて、申請書類である「チェックリスト」及び審査資料である「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」の提出済み欄へのチェックの記載が漏れていた。本来であれば、「チェックリスト」には住民票の写しが提出された時点で、また、「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」には審査の時点で、それぞれチェックが付されるべきであるが、これらのチェック証跡を用いてチェック作業を行うことの必要性を、各時点まで継続して認識できていなかったことにより、チェック証跡の記載漏れが生じている（令和6年10月31日に実施した担当課（林業振興課）に対する質疑応答）。

このため、チェックリストを用いた、申請書類の網羅性に関する確認作業が形骸化しているおそれがある。

（指摘1）

申請書類の提出の網羅性を確認するためのチェックリストの利用が形骸化していることは、適切な審査の実行への支障となる。書類の提出が遅れている申請を個別に管理し、未了事項を把握できる状態にすることで、提出書類の網羅性の確認を徹底する必要がある。

② 住宅リフォーム支援について

住宅リフォーム支援は、既存の資産を有効に活用しながらリフォームによる県産材の利用を促すことができる施策であり、県産材の利用拡大に繋がるほか、木材を建築物等に利用することにより、CO₂が木材の中に長期間固定され、地球温暖化防止にも有効であると考ええる。

このような効果を最大限発揮できるよう、県としても当メニューの利用拡大に取り組む必要があるが、令和5年度においては、事業量として40棟分を予定していたところ、実際の申請数及び交付決定数は5件にとどまっている。背景としては、補助要件の一つである県産材の利用量が立米単位のみで定められていたため、床や壁等、平面のリフォームにおいては要件を充足せず、申請を見送るケースが多く生じたことが想定される（令和6年10月31日に実施した担当課（林業振興課）に対する質疑応答）。このため県は、令和6年度から、県産材の利用量として平米単位での要件充足も認めることとし、利用拡大を図っている。

（意見1）

相談会の開催等により、住宅リフォーム支援の認知度向上に取り組むとともに、補助要件について申請に当たりボトルネックとなっている県産材利用量の下限値等の継続的な見直しを行い、より幅広く支援制度が利用されるような取組みを推進すべきである。

（9） みやぎCLT普及促進事業

【事業の概要】

① 事業目的

県産材を使用したCLT等新たな木製品の「需要拡大」と「価格低減」を図るため、CLT等新技術活用の建築物やCLTユニットの普及を推進するとともに、あらゆる場面でCLT等を活用するための製品開発などの取組みを支援し、木材需要の創出により温暖化対策（CO₂固定化）に貢献する。

② 事業内容

- ・ CLT等新技術建築支援事業

県産CLTや超厚合板・DLT等を活用した建築物の建設を支援

- ・CLTユニット建築支援事業

県産CLTによるユニットを活用した建築物の建設を支援

- ・CLT活用技術創出事業

県産CLTの新製品、活用技術を開発

※CLT：一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。Cross-Laminated-Timberの略。

※DLT：製材を並べてから穴をあけ、木ダボを差し込むという、とてもシンプルな工程で製造できる木質素材。Dowel-Laminated-Timberの略。

③ 所管部局・課

水産林政部 林業振興課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・補助金等交付規則

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	68,902	68,902	68,402
決算額	60,657	57,341	56,269

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
--	-------	-------	-------

計画	355	355	337
実績	308	198	158

【指摘及び意見】

① C L Tユニット建築支援事業について

本事業を構成する一つであるC L Tユニット建築支援事業は、民間事業者に対し県産C L Tによるユニットを活用した建築物の建設を支援するための補助金を交付する事業であり、令和5年度から新たに本事業のメニューに加えたものであるが、令和5年度においては、申請実績及び交付実績がなかった。

C L Tは比較的新しい木質建材であり、県産材の新たな活用方法として定着すれば県産材需要の創出に繋がるほか、木材を建築物等に利用することにより、C O 2が木材の中に長期間固定され、地球温暖化防止にも貢献することが期待されている。

しかし、当メニューが実際に利用されていない現状では、事業目的の達成に効果をもたらしているとは言い難いため、利用促進のための措置を講じていく必要がある。

(意見1)

例えば相談会やC L T建築物の見学会、技術者向けの研修会の開催など、C L Tユニット建築支援事業の認知度向上に取り組むとともに、申請要件や募集方法を見直し、実際に事業が利用されるような取組みを推進すべきである。

(10) 環境創造基金市町村支援事業

【事業の概要】

① 事業目的

豊かな自然環境を守り、次世代に確かに引き継いでいく。

② 事業内容

市町村が実施する地域の良い環境の保全、創造に資する「メニュー選択型」と「市町村提案型」の2種類の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において

みやぎ環境交付金を交付する。

③ 所管部局・課

環境生活部 環境政策課

④ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・みやぎ環境交付金交付要綱

⑤ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成29年度開始・終了予定なし

⑥ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	320,099	320,099	320,099
決算額	309,175	313,387	314,703

⑦ 事業効果（指標）の推移（単年度CO₂削減効果(t-CO₂))

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	1,848	1,162	4,115
実績	1,839	1,360	3,030

【指摘及び意見】

① 交付要綱別表とQ&Aの内容の相違について

みやぎ環境交付金交付要綱別表3には、交付対象外とする経費の例として、「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」があげられている。一方、みやぎ環境交付金事業Q&A（令和3年2月策定・9月改訂）においては、Q. 6「過去に交付金を活用して設置した旧型のLED照明を消費電力の少ない新型のLED照明へ更新するといった事業は、交付金事業の対象となり得るのか。」、Q. 40「新築施設への太陽光発電設備

やLED照明の設置は対象事業となり得るのか。」及びQ. 44「LED街路灯の新設は対象事業となり得るのか。」との問いに対しても「対象事業となり得る」との回答がなされており、上記交付要綱別表との間に相違が生じている。令和5年度から「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」を交付対象外とし、各市町村にも別途伝達を行ったものの、当該変更をQ&Aに反映していなかったことが、当該相違の理由となっている。

(指摘1)

本交付要綱と本Q&Aの内容に相違が生じている状況は、申請者である各市町村へ別途伝達を行っていたという事実があったとしても、県による公表情報の正確性を損なうおそれがあり、また、申請者の混乱や、申請誤りを招くおそれもあることから、適切ではない。両者を同時に改訂、公表するための情報更新のプロセスを整備する必要がある。

② 仙台市のアクションプログラム推進事業及び省エネ家電買い替えキャンペーン事業（メニュー選択型）について

アクションプログラム推進事業は、次世代自動車を導入する中小企業者に対し補助を行う事業である。事業実施に際して仙台市から提出されたみやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実施計画書及び実績報告書を比較すると、事業費は計画：10,000千円から実績：11,200千円と微増で推移しており、また、補助実績も以下のように台数全体で微増に留まっている。

計画：トラックバス11台、タクシー19台

実績：トラックバス2台、タクシー34台

一方で、CO₂削減効果は計画：105トンから実績：306トンと大幅に増加しているが、当該増加の背景について検討、確認がなされていない。

省エネ家電買い替えキャンペーン事業は、家庭において温室効果ガス排出量の大きい家電製品（エアコン・冷蔵庫）の買い替えの促進に向け、省エネ性能の高い家電製品への買い替えを行った市民に対し、抽選で景品が当たるキャンペーン

を行う事業である。事業実施に際して仙台市から提出されたみやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実施計画書及び実績報告書を比較すると、事業費は計画：3,300千円から実績：3,296千円と横ばいで推移している一方、CO₂削減効果は計画：40トンから実績：131トンと大幅に増加しているが、当該増加の背景について検討、確認がなされていない。

（意見1）

CO₂削減効果が計画対実績で大きく増加している場合は、より高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行うべきである。

③ 石巻市の公用車へのPHEV導入事業（メニュー選択型）について

本事業は、ガソリン車をPHEV車へ置き換えることを目的とした事業である。事業実施に際して石巻市から提出されたみやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実施計画書及び実績報告書上におけるCO₂削減効果は、置き換え前のガソリン車のCO₂排出量にのみ基づき算定されている。この場合、置き換え後のPHEV車からのCO₂排出量はゼロであることが前提となるが、計画書及び実績報告書において当該前提の根拠については何らの説明がなされておらず、県による検討もなされていない。

（指摘2）

CO₂削減効果の算定方法が実態と整合しているか、算定方法の前提が適切か、といった点について、適切な検証を行い、交付の決定に利用する情報の正確性を確認する必要がある。

④ 石巻市の太陽光発電等普及促進事業（メニュー選択型）について

本事業は、太陽光発電設備を導入する市民・事業者に補助を行う事業である。事業実施に際して石巻市から提出されたみやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実施計画書及び実績報告書において、それぞれCO₂削減効果が記載されている。ただし、同事業実施計画書及び実績報告書にて「算定根拠資料が別にある場

合は添付すること」とされているにもかかわらず、算定根拠資料の提出はなされておらず、未提出の背景についても特段の文書が残されていない。

(指摘3)

CO₂削減効果が記載されている以上、算定根拠資料が存在することは明らかである。したがって、事業実施計画書及び実績報告書に算定根拠が明記されていない場合は、様式に定めるとおり、根拠資料について適切に徴求を行う必要がある。

⑤ 登米市の公用車PHV導入事業（メニュー選択型）について

本事業は、ガソリン車をPHV車へ置き換える事業である。事業実施に際して登米市から提出されたみやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実施計画書別紙においては、PHV車として車両Aの購入が予定されていたが、みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実績報告書上では、車両Bを購入したことが記載されている。両車種の公式カタログによると、車両Aはハイブリッド燃料消費率がいずれのグレードにおいても20km/L超となっているところ、車両Bはいずれのグレードにおいても20km/L未満となっている。

また、CO₂削減量は、実施計画書上では701kg/年となっていたものの、実績報告書上では270kg/年と、実績が計画を大幅に下回っている。

さらに、実績報告書上、CO₂削減効果は様式に則り実績値のみが記載されていることから、計画と実績が比較できるような形での記載はなされておらず、当該減少の背景について検討、確認がなされていない。

(意見2)

CO₂削減量は燃料消費率のみで図られるものではないが、特にCO₂削減効果の実績が計画を大きく下回っているような状況下では、車両の変更等、支出内容の変更理由の合理性についても、適切な検証を行うべきである。

(意見3)

CO₂削減量については、実績報告書上、実績値を記載すれば足りる形式とな

っているが、事業効果という重要な指標であることを考慮し、計画値と実績値の比較が容易になるよう、両者を併記する枠を設けるべきである。

⑥ 村田町のソーラー証明及びP H V導入を契機としたC O 2削減と防犯・防災対応能力向上事業（市町村提案型）について

本事業は、太陽光発電設備を導入する市民・事業者に補助を行う事業である。

みやぎ環境交付金交付要綱第10「市町村は、交付金の交付の決定に係る年度の2月末日を期限とし、交付金事業の完了後、速やかに交付金事業実績報告書に関係書類を添えて、知事等に提出するものとする。」とされているところ、本事業では交付金事業実績報告書が3月末まで提出されておらず、また、事業の計画期間を3月末まで延長する計画変更承認申請書の提出も令和6年3月28日になされていることから、提出期限の遅延が認められる。当該遅延については両自治体の担当者間でコミュニケーションが行われ、関係者への情報共有もなされていたことから、計画変更及び事業実績報告書は通常と同様に承認されているが、遅延の事実に関する県の判断は文書化されていない。

また、実績報告書には、ソーラーカーポート購入予算の増大により、交付金を財源とした予算が不足したことから、事業実施計画書上で予定されていたLED太陽灯の設置は、別途町の財源を用いて対応することとし、交付金の使途からは除外した旨が記載されているが、この点について事業計画の変更承認申請及び県による変更承認が行われていない。この点、みやぎ環境交付金事業Q&A（令和3年2月策定・9月改訂）のQ. 35における、導入設備の種類を変更する場合には事業計画の変更承認が必要となる旨の記載がなされており、本Q&Aへの抵触が認められるが、自治体及び県の担当者は、ソーラーカーポートの購入、LED太陽灯の設置のいずれも、費目が工事請負費で同様であり、費目間での流用が生じないことから、計画の変更承認は不要と判断していた。

（指摘4）

必要資料の提出の遅延が生じているにもかかわらず遅延に関する県の見解が文書化されないまま承認が行われる場合、承認プロセスの合规性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。

る。交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う必要がある。

また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、県は提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する必要がある。

(指摘5)

交付金を財源として購入する設備の種類の変更が事業計画の変更承認を経ずに行われたことは、規定への抵触に該当する。変更承認が適時になされない場合、事業の目的に沿わない予算執行の可能性も生じることから、関係者が変更承認の可否を適切に認識・判断できるよう、指導及び情報周知を強化し、規定に基づいた手続を遵守する体制を整備する必要がある。

(11) 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-

上記第2章監査対象の概要2監査対象とした事業(1)みやぎ環境税の概要に記載のとおり、県は平成23年度から独自の税金であるみやぎ環境税として、個人から年1,200円、法人から標準税率の10%相当額(資本金等の額により年2,000円～80,000円)を徴収しており、同税を財源にみやぎ環境税の事業を行っている。一方、国は令和元年度から森林整備等を目的として森林環境譲与税を県及び市町村に交付し、令和6年度からは森林環境税として個人から年1,000円の徴収を行っている。両税は森林整備という観点から事業内容が一部重複する部分があるため、両税による財源の使途等が明確になっているかについて検討を行った。

【個人から徴収されるみやぎ環境税と森林環境税の比較】

以下、両税とも個人市県民税の均等割と合わせて徴収のため、市県民均等割を含めた表を提示している。

	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税(国)	-	1,000円

税)		
市民税均等割	3,500円 (うち復興財源：500円)	3,000円
県民税均等割	2,700円 (うちみやぎ環境税：1,200円) (うち復興財源：500円)	2,200円 (うちみやぎ環境税：1,200円)
計	6,200円	6,200円

※平成26年度から令和5年度までは、復興財源として臨時的に個人市県民税の均等割が年額1,000円（市500円、県500円）引き上げられていた。

出所：仙台市ホームページ

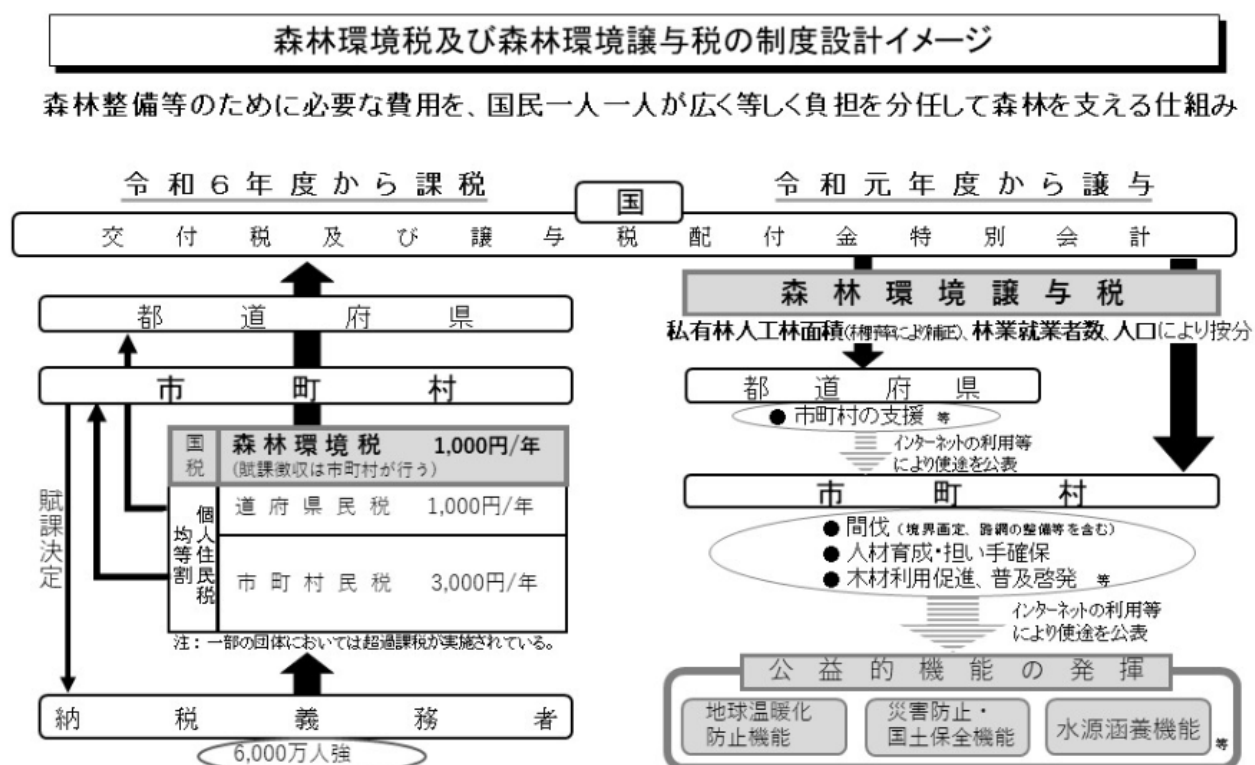
【森林環境税及び森林環境譲与税の概要】

① 趣旨（以下林野庁ホームページより抜粋）

「森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。」

② 制度設計イメージ（以下林野庁ホームページより抜粋）



③ 使途（以下林野庁ホームページより抜粋）

- ・市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てる
- ・都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てる

【みやぎ環境税と森林環境譲与税の使途】

① 県の見解

「森林環境税」の目的は、森林（条件不利地）の公益的機能の回復であり、その主な使途は、市町村が経営管理権集積計画を策定して、森林所有者に代わり自ら整備する森林整備としている。一方、「みやぎ環境税」は、気候変動による喫緊の環境課題に的確に対応していくことを目的としており、排出源対策のほか、吸収源対策、気候変動対策に関する事業に充当されている。両者の課税目的は異なるものの、いずれも、森林整備を対象としていることから、県では、事業のす

みわけを明確にすることとしている（令和7年1月9日に実施した担当課（環境政策課）に対する質疑応答）。

具体的な内容は以下の通りである。

宮城県が公表している「森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドラインVer. 1.0 森林ガイドライン」によると、県は「みやぎ環境税では森林所有者等が自発的に施業を行う森林を対象に間伐等を支援」しており、一方で、「森林環境税では、市町村が経営管理の委託を受けた私有林のうち、採算ベースに乗らない森林における間伐等の森林整備を対象としている」ため、「森林整備については、基本的には重複しない」としている。

さらに、県は「県の施策として実施する必要がある事業」（広域的な実施の必要性、専門技術の確保など）を除き、森林環境譲与税の活用が可能な事業はみやぎ環境税の対象としないとしている。

みやぎ環境税に関する県のホームページにおいて公表されている「「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要」では、森林環境譲与税の使途は「自然的条件が厳しく採算性が低いなどの理由で、所有者等による整備が行き届かなかった森林（＝林業経営に適さない森林）を、市町村が経営権を取得したうえで整備・管理」と記載しており、みやぎ環境税の使途は「森林の保全及び機能強化 自然的条件等が良く林業経営に適した森林に対し、森林所有者等が自発的に行う整備を支援」としている。

また、森林環境譲与税の原資となる森林環境税の徴収が令和6年度から開始された際、令和6年6月3日の宮城県知事記者会見において、「森林譲与税は森林の整備が目的です。環境税はCO₂の排出抑制と排出削減と吸収源の確保というような、かなり幅広くやっております。重なる部分が出てくれば、その重なる部分は別なほうに予算を回して対応していきたいと思っていますので、二重取りということにはならないだろうと思っています。いろいろな広報ツールを通じて、県民の皆さんに周知はしていかなければならないと思っています。」との発言がある。

【県での森林環境税及び森林環境譲与税の事業概要】

① 令和５年度事業内容

- ・ 森林情報管理システム運用・保守管理
- ・ 森林経営管理市町村支援事業
- ・ 森林経営管理等効率化推進事業
- ・ 基金積立

② 所管部局・課

水産林政部・林業振興課

③ 宮城県に配分された譲与額（単位：千円）

令和３年度	令和４年度	令和５年度
104, 571	105, 736	105, 736

④ 令和５年度の使途

事業区分 (大分類)	事業区分 (小分類)	事業名	森林環境譲与税 (単位：千円)
森林情報管理システム運用・保守管理	事業支援システムの構築	森林情報管理システム運用・保守管理事業	12, 843
森林経営管理市町村支援事業	事業支援システムの構築	地籍図に合わせた森林計画図の修正事業	19, 938
	県の市町村支援	宮城県市町村森林経営管理サポートセンター業務委託	18, 370

事業区分 (大分類)	事業区分 (小分類)	事業名	森林環境譲与税 (単位：千円)
	人材育成・担い 手対策支援	意欲と能力のあ る林業経営体育 成事業（林業担 い手育成）	41,959
	推進事務費	推進事務費	538
森林経営管理等 効率化推進事業	人材育成・担い 手低策支援（ス マート林業推 進）	森林環境整備基 金積立	3,190
基金積立	基金積立	森林環境整備基 金積立	8,895
計			105,736

出所：森林環境譲与税に関する決算状況一覧（令和5年度）

【市町村での森林環境税及び森林環境譲与税の事業概要】

- ・ 意向調査の準備作業、森林整備の準備作業
- ・ 意向調査、集積計画等作成
- ・ 私有林整備
- ・ 公有林整備（財産区有林含む）
- ・ 森林保護対策
- ・ 林道・林専道の整備等
- ・ その他（森林整備）
- ・ 担い手確保
- ・ 林業就業者の育成
- ・ 専門員の雇用

- ・新たな組織の設立
- ・その他（人材育成等）
- ・木造公共建築物の整備等
- ・木質バイオマス利用推進
- ・森林・林業・木材普及活動等
- ・その他（木材・普及啓発関係）
- ・基金積立

【市町村及び県での譲与実績と活用実績】

表 1 譲与実績

市町村	譲与実績（単位：千円）					
	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 5 年 度累計
仙台市	56,635	120,352	119,691	158,248	158,248	613,174
石巻市	25,862	54,958	54,226	68,626	68,626	272,298
塩竈市	2,190	4,656	4,587	5,724	5,724	22,881
気仙沼市	17,395	36,964	36,427	48,400	48,400	187,586
白石市	9,715	20,646	21,006	28,593	28,593	108,553
名取市	4,144	8,808	8,882	12,106	12,106	46,046
角田市	5,757	12,236	12,124	13,679	13,679	57,475
多賀城市	2,504	5,322	5,370	7,034	7,034	27,264
岩沼市	2,246	4,776	4,773	6,892	6,892	25,579
登米市	20,309	43,156	42,560	53,410	53,410	212,845
栗原市	22,006	46,764	46,331	62,946	62,946	240,993
東松島市	2,580	5,484	5,446	6,642	6,642	26,794
大崎市	26,013	55,278	55,181	70,730	70,730	277,932
富谷市	2,624	5,576	5,582	7,116	7,116	28,014
蔵王町	3,178	6,754	6,721	8,288	8,288	33,229
七ヶ宿町	5,536	11,766	11,794	17,026	17,026	63,148

市町村	譲与実績（単位：千円）					
	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和5年 度累計
大河原町	1,456	3,094	3,102	5,486	5,486	18,624
村田町	2,690	5,718	5,712	9,230	9,230	32,580
柴田町	2,854	6,066	6,038	8,968	8,968	32,894
川崎町	9,156	19,458	19,357	24,464	24,464	96,899
丸森町	9,337	19,842	19,577	23,824	23,824	96,404
亘理町	1,882	3,998	3,984	5,294	5,294	20,452
山元町	1,304	2,770	2,747	3,718	3,718	14,257
松島町	1,544	3,282	3,251	4,038	4,038	16,153
七ヶ浜町	840	1,784	1,761	2,122	2,122	8,629
利府町	2,123	4,512	4,456	6,200	6,200	23,491
大和町	8,928	18,972	18,941	26,080	26,080	99,001
大郷町	1,410	2,998	2,962	3,828	3,828	15,026
大衡村	1,400	2,976	2,975	3,658	3,658	14,667
色麻町	1,282	2,728	2,668	4,612	4,612	15,902
加美町	9,390	19,954	19,820	24,228	24,228	97,620
涌谷町	1,994	4,240	4,198	5,232	5,232	20,896
美里町	998	2,124	2,099	2,544	2,544	10,309
女川町	3,312	7,038	6,750	8,908	8,908	34,916
南三陸町	10,397	22,096	21,468	27,502	27,502	108,965
小計	280,991	597,146	592,567	775,396	775,396	3,021,496
県	70,252	105,378	104,571	105,736	105,736	491,673
合計	351,243	702,524	697,138	881,132	881,132	3,513,169

出所：林業振興課作成資料

表2 活用実績

市町村	活用実績（単位：千円）						市町村 別 活用率
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	累計	
仙台市	56,635	120,352	119,691	158,247	158,248	613,173	100.0%
石巻市	0	31,999	11,733	42,712	83,166	169,610	62.3%
塩竈市	0	0	0	0	0	0	0.0%
気仙沼市	0	9,968	16,292	16,938	48,030	91,228	48.6%
白石市	101	11,570	20,617	18,754	26,593	77,635	71.5%
名取市	6	300	2,038	3,380	2,525	8,249	17.9%
角田市	1,619	1,980	5,158	9,596	15,390	33,743	58.7%
多賀城市	0	0	0	0	2,088	2,088	7.7%
岩沼市	0	7,022	4,773	6,892	2,585	21,272	83.2%
登米市	5,281	5,060	12,998	36,037	40,043	99,419	46.7%
栗原市	9,050	9,306	14,573	14,420	26,434	73,783	30.6%
東松島市	23	2,365	0	2,970	0	5,358	20.0%
大崎市	9,225	19,171	30,910	59,917	58,906	178,129	64.1%
富谷市	0	0	872	3,300	6,329	10,501	37.5%
蔵王町	0	2,552	300	2,750	1,300	6,902	20.8%
七ヶ宿町	5,536	9,715	11,794	14,516	14,481	56,042	88.7%
大河原町	54	20	0	0	1,047	1,121	6.0%
村田町	0	2,882	5,469	4,202	6,076	18,629	57.2%
柴田町	0	2,854	3,687	4,620	4,136	15,297	46.5%
川崎町	370	4,980	6,916	12,113	10,331	34,710	35.8%
丸森町	0	0	12,350	10,058	19,551	41,959	43.5%
亘理町	0	0	1,089	2,241	4,893	8,223	40.2%
山元町	0	843	0	0	0	843	5.9%
松島町	0	300	1,100	1,542	1,500	4,442	27.5%
七ヶ浜町	0	747	0	600	3,555	4,902	56.8%
利府町	0	0	3,388	3,190	3,621	10,199	43.4%

市町村	活用実績（単位：千円）						市町村 別 活用率
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	累計	
大和町	0	33	22,328	35,543	17,964	75,868	76.6%
大郷町	0	0	3,080	374	132	3,586	23.9%
大衡村	0	0	4,510	0	3,190	7,700	52.5%
色麻町	582	1,639	2,954	3,300	2,200	10,675	67.1%
加美町	3,900	6,741	14,114	12,494	16,393	53,642	54.9%
涌谷町	0	2,200	4,945	2,826	6,260	16,231	77.7%
美里町	0	0	696	132	2,712	3,540	34.3%
女川町	0	7,150	9,231	7,771	10,764	34,916	100.0%
南三陸町	0	9,899	0	6,911	19,471	36,281	33.3%
小計	92,382	271,648	347,606	498,346	619,914	1,829,896	60.6%
年別活用 率	32.9%	45.5%	58.7%	64.3%	79.9%	60.6%	
県	28,519	56,227	101,762	80,825	96,840	364,173	
年別活用 率	40.6%	53.4%	97.3%	76.4%	91.6%	74.1%	
合計	120,901	327,875	449,368	579,171	716,754	2,194,069	
年別活用 率	34.4%	46.7%	64.5%	65.7%	81.3%	62.5%	

出所：林業振興課作成資料をもとに、市町村別活用率（活用実績令和5年度累計
/譲与実績令和5年度累計で算定）を包括外部監査人が加筆

【指摘及び意見】

① 森林環境譲与税とみやぎ環境税を併用した事業について

令和5年度の石巻市において、以下のような森林環境譲与税とみやぎ環境税を併用した事業が行われている。

事業 区分	事業名	事業費（単位：千円）				事業内容	実績
		総額	内訳				
			森林環 境譲与 税	みやぎ 環境税	その他 の財源		
森林 整備	温暖化防 止森林づ くり推進 業務委託	1,870	900	935	35	ナラ枯れ被害拡 大防止のため、 ナラ菌を媒介す るカシノナガキ クイムシによる 枯損木の伐倒を する業務民間事 業者に委託。	河北地区で ナラ枯れ被 害木233本の くん蒸処理 を実施。

出所：石巻市HP「令和5年度森林環境譲与税の使途について」をもとに、事業費内訳のみやぎ環境税、その他の財源については、林業振興課に確認し、包括外部監査人が加筆

（指摘1）

上記【みやぎ環境税と森林環境譲与税の使途】にも記載のとおり、県は県税のみやぎ環境税と国税の森林環境譲与税について、使途を明確にわけていと公表している。一方で、市町村が行う事業において、みやぎ環境税と森林環境譲与税を併用して行われている事案が確認された。県では、併用して実施した事業の存在を今まで認識していなかった。県は、上記の石巻市の事業について、既存事業

の補助裏に森林環境譲与税を充当しているため、単なる財源付け替えであり、森林環境譲与税の趣旨である未整備森林の追加的な解消にも当たらないことから、森林環境譲与税を使用する事業ではないと認識している（令和7年1月9日に実施した担当課（環境政策課）に対する質疑応答、令和7年1月14日に実施した担当課（林業振興課）に対する質疑応答）。市町村での事業について、県が決定した使途と実態が相違しているため、県は、市町村に対し、両税の目的を踏まえ、使途のすみわけをするよう丁寧に周知・指導するとともに、事業の実績確認においてすみわけが確実になされているかを確認する必要がある。

② 市町村での活用状況について

表2 活用実績の市町村全体での活用率を確認すると、令和元年から令和5年にかけて活用率が徐々に増加しており、令和5年度までの累計で60.6%となっている。

表2 活用実績の市町村別活用率をみると、35市町村のうち、活用率が50%以上の市町村が16市町村、活用率が20%以上50%未満の市町村が14市町村、活用率が20%未満の市町村が5市町村と市町村ごとに活用状況に大きく幅がある。

（意見1）

市町村別活用率をみると、森林環境譲与税の導入初年度から数年の活用率が低いことが影響し、累計でみると活用率が低くなっている。また、市町村の活用率にはばらつきがあり、森林環境譲与税の目的を十分に果たせていないおそれがある市町村が存在している。

県は、上記令和6年6月3日の宮城県知事記者会見における「森林譲与税は森林の整備が目的」のとおり、森林環境譲与税の使用用途は森林整備を目的としており、市町村支援として森林整備の情報提供、人材育成、システム構築・管理等を実施している。市町村の活用率にはばらつきがあるため、特に活用率が非常に低い市町村への積極的な意見収集を行い、活用率の低い市町村が必要としている手助けを県の事業として行うことが求められる。また森林が少なく、単独では事業を行うことが難しい市町村に対しては、県全体で連携できるように働きかける

ことが望ましい。

③ 市町村での活用状況一覧の公表について

市町村及び県の使途は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条に下記のとおり示されている。

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 森林の整備に関する施策

二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第1号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

三 前項第2号に掲げる施策

上記より、県としての森林環境譲与税の使途は、第34条第2項一で市町村が実施する施策の支援に関する施策、第34条第2項二で円滑な実施に資するための施策とあるため、森林環境譲与税で行う県の事業の事業効果は市町村が森林整備及び森林整備の促進に関する施策が行えたかどうかであると考え。実際に県は市町村に対する環境譲与税の譲与実績と活用実績を把握している。

市町村の施策の実施状況は市町村別に譲与額・決算額等を公表しているものの、上記表1及び表2に記載したような宮城県全体として市町村別の一覧性があるものは公表していない。実績をみると、令和元年から令和5年にかけて活用率が徐々に増加しており、県が主体となって実施している市町村支援事業については一定の効果が出ていると考えられる。

(意見2)

事業効果について県民からの理解を得るために、市町村の活用実績一覧を県の

事業効果として開示するべきである。

④ 県民への周知について

宮城県知事記者会見において知事から、みやぎ環境税と森林環境税の使途のすみわけについて、「いろいろな広報ツールを通じて、県民の皆さんに周知はしていかなければならないと思っています。」との発言があった。

(意見3)

みやぎ環境税に関する県のホームページにおいて両税の目的や使途のすみわけを記載した資料「「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要」が公表されているものの、専門性が高いことにより記載内容が県民に理解しづらいように見受けられる。その結果、両税の目的・使途のすみわけについて十分な説明が行われているとは言い難く、県民に二重課税との懸念を抱かせる可能性がある。負担している県民の理解を促進するため、両税の目的及び使途のすみわけについて、より平易な表現で、継続的に行うことが望ましい。

(12) 令和3年度包括外部監査結果・意見等に対する措置状況

自然環境に係る財務事務の執行をテーマとした、令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況につき、宮城県公報等でその措置状況を確認できない指摘・意見について、措置の状況及び措置していない場合にはその理由の確認を行った。

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
1 行政評価				
(1) 事業成果の開示不足	10	意見	施策評価シートにおいて県が示している「令和2年度の実施状況・成果」は個別事業に係る事業成果の記載内容に乏しい事業が散見さ	個別事業については、各事業担当課が目標を立てて、実績と比較検証している。 施策評価は、条例・規則等の制度上、施策単位で

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
			れる。個別事業に係る成果指標（目標、実績）を示すことなく、施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性が確保されているとは考え難い。	達成度、満足度、社会経済情勢等により判定することとなっている。
(3) 人件費の未考慮	13	意見	県の説明によると、職員人件費は一般行政経費であり、施策評価の対象に馴染まないため、施策評価の対象事業費に含めていない、とのことであるが、職員人件費を考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性評価が実施可能とは考え難い。	現在の予算・決算の制度上、事業ごとに人件費を割り振って行政コストを把握する仕組みになっていないことから、政策・施策においても同様、その評価においてのみ人件費を含めることは困難であり、これは評価の問題というよりも、行政コストの把握方法全体の問題であると考ええる。
(4) 行政コストの未考慮	14	意見	施設整備事業である森林公園等県有施設機能拡充事業について、行政コストや成果指標（例：施設利用者数）を考慮せず、単年度の施設整備費を基礎に、	施設整備事業については、現在、施策評価の対象になっておらず、令和2年度以前の将来ビジョンのような評価方法をとっていない。

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
			施策評価の目的である施策の成果の評価、課題等の検証が可能といえるか疑問である。	
(5) 事業 目的と成果指標の 不整合	14	意見	以下の事業に係る成果指標は事業目的と整合したものといえるか疑問である。 ■ 県産木材利用拡大促進事業 地球温暖化防止対策の観点では、持続可能な森林・林業経営を確立するため、採算性向上が重要な要素と考えられる。よって、木材産出の採算性向上に係る指標が成果指標として合理的である。 ■ 野生鳥獣保護・適正管理事業 事業計画（第二期宮城県ニホンジカ管理計画、第三期宮城県イノシン管理計画）の策定目的が個体数の適正化	■ 県産木材利用拡大促進事業 当該事業は、県産材を使用した木造住宅建築への支援等を行うものであり、木材利用を促進することにより二酸化炭素の固定量を増やし、地球温暖化の防止に寄与することを目的としている。 そのため、事業の評価指標として、「県産材使用量」と「二酸化炭素固定量」を設定している。 ■ 野生鳥獣保護・適正管理事業 新計画（計画期間 R4 R8）における管理目標は、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会に諮問した上で、ニホンジカは生息密度、イノ

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
			や被害軽減と考えられるため、個体数や被害軽減が成果指標として合理的である。	シシは個体数（基準年個体数比で4割削減）とした。目標達成にあつては、毎年実施している捕獲事業において、推定個体数等を基に捕獲頭数目標を設定している。なお、被害軽減については、農山漁村なりわい課の所管であり、当該課所管事業において各種対策を実施している。
(6) 単位当たりコストの未考慮	15	意見	単位当たりコストが未考慮の事業が検出された。単位当たりコストを考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能といえるか疑問である。 ■燃料電池自動車普及推進事業 本件事業に係る単位当たりコストの実績は示されているが、目標設定が行われていない。 計画普及台数、将来コスト、トン当たり CO2	改善を求められた事項に対する対応策や必要な事務処理等を今後実施すると意思決定はしたが、まだ当該対応策や必要な事務処理等の具体の実施に至っていない。

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
			削減コストが不明確であるため、本件事業に係る中期的事業見通し自体が欠如していると考えられる。 中期的な事業見通しが不明確なまま、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能とは考え難い。	
(7) 大規模事業評価の未実施	17	意見	県の説明によると、次期最終処分場整備事業は大規模事業評価の対象外である、とのことである。事業実施の可否について評価を行い、その結果を県行政に反映させる、という大規模事業評価の制度趣旨を鑑みれば、県が事業主体を選定している事業に対する事業推進の妥当性の検証について今後検討の余地があると考えられる。	大規模事業評価は行政活動の評価に関する条例等に定める評価対象事業について、適切に実施されている。当該条例の対象とならない事業については、引き続き、各事業担当所属が適切に対応していくこととなる。
(8) 内部統制基本	19	意見	県の説明によると、効率性・有効性に乏しい	本県における内部統制の対象とする事務は、財務

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
方針とリスク評価の不整合			予算執行が継続されるリスクに係る内部統制については特段の対応、評価は実施していない、とのことであるが、県の内部統制基本方針とリスク評価に不整合が生じているため、内部統制評価が適切に行われていたといえるか疑問である。	に関する事務と宮城県内部統制基本方針の前書きで規定している。財務事務以外も対象事務と整理することについては、今後の課題ではあるものの、解消する問題が多々あり、引き続き国を含めた他団体の状況等を注視していく。
2 契約				
(1) PFI 優先検討の未実施	22	意見	県の説明によると、次期最終処分場整備事業はPFI優先検討の対象外である、とのことである。公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP・PFI手法の導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討する、というPFI優先検討の趣旨を鑑みれば、県が事業主体を選定している事業に対するPFI優先検討	PFI優先検討は「宮城県PPP・PFI手法の優先的検討と導入に関する実施要綱」に定める対象事業について、適切に実施されている。 多様なPPP・PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法（県直営）に優先して検討する、PFI優先検討の趣旨を鑑みて、そもそも県が事業主体ではない事業にその考え方を適用することはできない。

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
			について今後検討の余地があると考えられる。	
(3) 不十分な委託管理	26	意見	指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託について、県全体の被害額の軽減効果が明らかでないため、効果的な委託管理が行われているか疑問である。	被害の軽減効果は捕獲だけでなく、農政部で実施する被害防除の寄与も大きいことから、捕獲事業のみで軽減効果を判断することは適当でない。また、捕獲計画については、事前に各市町村に実施時期やエリア等の意見照会を実施し、地域事情を考慮した計画となるよう県と受託者で調整している。
4 公社等				
(1) 代替性評価の未実施	38	意見	個別検出事項「2 (1) P F I 優先検討の未実施」は、結果的に環境公社の代替性評価も未実施であったことと同義と考えられる。環境公社の経営評価において、代替性評価が行われていたとは認められない。	県が事業主体ではない事業にその考え方を適用することはできない。

項目	ページ	区分	監査の結果及び意見	措置の内容または措置しない理由
(2) 経営課題の開示不足	40	意見	伊豆沼財団の人員体制は小規模であり、限られた人員体制の中での持続可能な組織運営は伊豆沼財団の重要テーマと考えられるが、経営評価上、関連する記載がない。顕在化した問題のみに着目した経営評価のみで十分といえるか疑問であり、経営課題の開示不足が懸念される。	財団としては、20年くらいの長いスパンで人員確保を検討しており、現時点では法人運営上の重要なリスクとは考えていないため、経営評価には記載していない。

以 上

添付資料 1. 政策評価・施策評価

政策推進の基本方向4 強靱で自然と調和した県土づくり

令和 6 年度政策評価・施策評価評価書

評価対象年度	令和5年度	政策評価シート				政策番号	7				
政策推進の基本方向	政策名称 自然と人間が共存共栄する社会をつくる	政策担当 部局	環境生活部								
強靱で自然と調和した県土づくり		評価担当 課室	環境生活総務課								
政策目標											
自然との共生が「豊かな暮らし」につながることを理解し、自然環境を保全することに加え、環境負荷の少ない社会づくりを推進することで、より良い地域環境の創造に努め、次世代に伝えていく社会をつくりまします。											
政策に対する県民意識調査の結果											
県民意識	重視度	令和3年度	81.2% 5位／8政策	令和4年度	86.0% 5位／8政策	令和5年度	84.8% 5位／8政策	令和6年度			
	満足度	令和3年度	40.4% 6位／8政策	令和4年度	39.3% 3位／8政策	令和5年度	35.8% 3位／8政策	令和6年度			
	本政策において優先すべきと思うテーマ			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
	①環境課題の理解と配慮行動の促進			31.0%	7位	31.2%	5位	49.5%	1位		
	②省エネ行動、再生可能エネルギー等の利用促進			55.8%	1位	46.3%	1位	43.4%	3位		
	③環境関連産業の振興			18.4%	9位	14.1%	9位	27.7%	7位		
	④廃棄物の削減や有効活用			45.1%	3位	39.2%	3位	48.6%	2位		
	⑤廃棄物の適正処理			35.8%	5位	30.2%	6位	41.2%	4位		
	⑥自然環境や生態系の保全			53.9%	2位	42.1%	2位	30.8%	6位		
⑦自然環境に関する学びの環境整備等			33.5%	6位	24.7%	7位	19.2%	9位			
⑧地域資源・多面的機能の保全・活用			38.2%	4位	33.3%	4位	37.0%	5位			
⑨都市と農産漁村の交流促進や景観形成等			24.5%	8位	20.5%	8位	19.9%	8位			
政策を構成する施策の評価											
番号	施策の名称					施策評価					
15	環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立					やや遅れている					
	再生可能エネルギーの導入は確実に進んでいるが、環境配慮行動については、県事業や企業等では取り組まれているものの、個人レベルでは十分とは言えず、県民意識への更なる浸透が必要であるほか、森林整備の推進等も一層の取組が必要である。また、産業廃棄物では、リサイクル率が上昇し、排出量については電気・水道業及び建設業において減少し、総じて資源循環が推進されているが、一般廃棄物では排出量が減少傾向にあるものの、リサイクル率は後退したことから、総合的に本施策を「やや遅れている」と評価した。										
16	豊かな自然と共生・調和する社会の構築					概ね順調					
	河川生物の減少については、災害の頻発などにより目標指標の実績値が落ち込んでいる。また、森林認証取得面積については、関係する森林経営計画の面積減少に伴い、実績値も減少している。一方、野生鳥獣の捕獲による農業被害の減少傾向、農村環境保全等の協働活動やみやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動への参加による環境保全・再生活動への参加人数の増加や農業・農村の多面的利用が進むなど、暮らしに様々な恩恵を与えてくれる宮城の豊かな自然の保全やその恵みの幅広い利活用が浸透しつつあることから、総合的に本施策を「概ね順調」と評価した。										

計画期間に取り組むべき政策課題と対応方針	
政策課題(R3～R6の4年間固定)	対応方針
7-1 ・2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～地球温暖化対策及び気候変動適応の推進～	7-1 ・デジタル技術を活用した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の官民連携の推進 ・地産地消型再エネの導入推進や、住宅・公共施設を含む建築物の省エネ化の推進 ・食品廃棄物等を中心とするバイオマス資源の地産地消リサイクルシステムの構築
7-2 ・エネルギー分野におけるスマートシティの実現に向けて	7-2 ・再生可能エネルギーを活用したまちづくりへの支援や、産業部門における次世代燃料の利活用推進に向けた検討
7-3 ・豊かな自然環境の保全と利用の調和	7-3 ・森林・林業の魅力の発信強化 ・海岸防災林を活用した沿岸地域活性化へ向けた取組の推進
7-4 ・豊かな個性と魅力ある農山漁村づくり	7-4 ・多様な地域資源を活用した新たな「なりわい」創出やデジタル技術活用の推進 ・広葉樹資源の付加価値向上によるビジネスモデルの構築
7-5 ・環境と成長が循環する持続可能な産業の確立	7-5 ・持続可能な農林水産業確立のための「宮城ブルーカーボンプロジェクト」の推進

政策評価	やや遅れている
本政策では、環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立について、事業者における3R等の推進により、着実に資源循環が推進されているが、エシカル消費をはじめとした環境配慮行動の県民への浸透、森林整備においては、依然として十分な成果が上がっているとはいえず、今後もより良い地域環境の創造につながる取組を継続して推進する必要がある。 豊かな自然と共生・調和する社会の構築については、災害の頻発や森林計画面積の減少により、河川生物の減少や森林認証取得の目標指標達成率に遅れはあるものの、野生鳥獣による農業被害額の減少傾向が継続しており、環境保全・再生活動への参加人数の増加や農業・農村の多面的利用が進むなど、宮城の豊かな自然との共生が「豊かな暮らし」につながるという理解が順調に県民へ浸透してきている。 以上のとおり、豊かな自然と共生・調和する社会の構築については、概ね順調に進んでいるが、県民意識において優先度が高いと考えられている「環境課題の理解と配慮行動の促進」や、「廃棄物の削減・有効活用」について、事業者以外への浸透・普及に対し更なる取組が必要であることから、政策全体では「やや遅れている」と評価した。	

評価対象年度	令和5年度
--------	-------

施策評価シート

政策	自然と人間が共存共栄する社会をつくる
----	--------------------

施策番号	15	施策名	環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立	施策担当課室	循環型社会推進課
------	----	-----	----------------------------	--------	----------

目指す 宮城の姿 (施策目標)	①人々の暮らしや産業や地域の中で、あらゆる主体が、環境に配慮した取組の重要性を理解し、考え、行動を持続することで、最終目標である脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出が抑制され、持続可能な地域社会が形成されています。 ②全ての主体が3R活動や廃棄物の適正処理等を進め、ライフサイクル全体での資源循環が進んだ社会が形成されています。					
実現に向けた方向性	◇ 持続可能な開発のための教育（ESD）等により、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応など、環境に関する課題解決の重要性について県民等の理解を深め、身近な取組や企業のESG経営を促進します。 ◇ 多様な再生可能エネルギーの地産地消や水素エネルギー等の利活用の促進、県民総ぐるみの省エネルギー活動など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。 ◇ 県内の高度な研究や技術蓄積を生かした環境関連産業の振興を図るとともに、自然にやさしい生産活動など、各事業者における環境に配慮した技術・プロセスの導入等を促進します。 ◇ 様々な場面における3R活動を推進するための県民・事業者・市町村等に対する啓発活動を充実させるほか、研究開発、実証試験等の取組を支援し、廃棄物の最終処分等を少なくするとともに、廃棄物を原材料やエネルギー源として地域で有効活用する取組を推進します。 ◇ 廃棄物の適正処理推進のための排出事業者等の意識醸成や県民の理解促進と不法投棄等不適正処理の根絶に向けた監視指導を強化します。					
決算額 (千円)	年度 県事業費	令和3年度 2,166,716千円	令和4年度 2,216,034千円	令和5年度 2,797,511千円	令和6年度 -	
目標指標			達成状況 (達成率は初期値から目標値までの進捗割合を示したもの)			
			初期値 (設定年度)	実績値 (測定年度)	目標値 (令和6年度)	達成率 目標指標の種類
109 (①)	環境に配慮されたマークのある商品を選ぶことを意識する人の割合（％）	46.2% (令和元年度)	33.0% (令和3年度)	60.0%	0%未満 進捗割合型Ⅰ	D
110 (①)	森林整備面積（ha/年）	3,619 ²² (令和元年度)	3,373 ²² (令和4年度)	5,950 ²²	0%未満 進捗割合型Ⅰ	D
111 (①)	再生可能エネルギー等の導入量（熱量換算）（TJ）	33,473TJ (令和元年度)	40,420TJ (令和5年度)	42,248TJ	79.2% 進捗割合型Ⅰ	A
112 (②)	一般廃棄物リサイクル率（％）	25.5% (平成30年度)	22.8% (令和4年度)	27.7%	0%未満 進捗割合型Ⅰ	D
113 (②)	産業廃棄物リサイクル率（％）	35.6% (平成30年度)	37.9% (令和4年度)	35.0%	100%超 現状維持型Ⅰ	A
114 (②)	県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量（g/人・日）	982 ²⁵ (平成30年度)	972 ²⁵ (令和4年度)	946 ²⁵	27.8% 進捗割合型Ⅱ	D
115 (②)	産業廃棄物排出量（千t）	10,962千 ²⁵ (平成30年度)	10,478千 ²⁵ (令和4年度)	10,481千 ²⁵	100%超 進捗割合型Ⅱ	A

施策の成果の検証				
目標指標達成状況の分析	・109：消費者庁の調査で結果の分析をしておらず、本県としても割合が低迷している原因特定が難しいが、「令和2年版消費者白書」において「消費者は一定程度環境に配慮する意識を持ってはいるが、商品選択の場面では過半数の消費者が行動までは結び付いていない」と報告されており、また、本県で実施した「令和5年度県民意識調査」では、エシカル消費（人や社会・地域・環境に配慮した消費行動）に取り組む際の障壁となることについて、「どれがエシカル消費につながる商品・サービスかわからない」と回答した割合が最も高かった。引き続き啓発に努めていく。 ・110：年齢（林齢）構成が高齢化し施業が主伐に移行しつつあることに加え、人手不足も要因となり、間伐が進まない傾向にある。加えて、造林に要するコストが高く伐採後の再造林も微増傾向にはあるものの低迷していることから、林業の省力化・低コスト化に向けた森林整備を支援する。 ・111：特に、太陽光やバイオマス、地熱発電により再エネ導入は確実に進展しており、引き続き多様な再エネの導入を推進する。 ・112、114：一般廃棄物排出量はコロナ禍の影響が大きい令和2、3年度と比較して生活系ごみが減少したため全体では減少したが、社会経済活動が通常に戻りつつある中で事業系ごみが増加し最終処分率の上昇に影響した可能性がある。一方、一般廃棄物リサイクル率の後退は、一般廃棄物の組成において紙・布類の割合が上昇したことが影響したと考えられる。引き続き市町村等と連携した普及啓発などによりごみの排出削減とリサイクル率向上を図る。			
	県民意識	本政策において優先すべきと思うテーマ	①環境課題の理解と配慮行動の促進 ②省エネ行動、再生可能エネルギー等の利用促進 ③環境関連産業の振興 ④廃棄物の削減や有効活用 ⑤廃棄物の適正処理	49.5% 43.4% 27.7% 48.6% 41.2% 1位 3位 7位 2位 4位
事業の成果等	①関連	・エシカル消費への啓発用リーフレットを作成したほか、尚絅学院大学との共催で企業等向けエシカル消費普及セミナーを開催し、企業・個人併せて51人の参加があった。このほか、県消費生活センターで発行している情報誌（月1回）への掲載やパネル展（年1回）を実施した。 ・温暖化防止にも寄与する森林整備（造林309ha、間伐3,064ha）や木質バイオマス（未利用間伐材）の有効活用（針葉樹6,945m³）の支援を行った。 ・脱炭素社会の実現に向け、住宅用太陽光発電設備導入や省エネ改修に対する支援を4,209件、産業分野における省エネ・再エネ設備の導入や研究開発の取組51件や、環境関連分野の製品開発の取組5件の支援を行ったほか、再生可能エネルギーを活用したまちづくりへの支援を3件、FC商用車の支援を3台（バス、タクシー）など行った。 ・スマホアプリによる普及啓発活動や県内の小学校（延べ56校2,430人）への環境教育出前講座の実施、地球温暖化対策に取り組む官民連携組織「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」の設立、環境イベント「みやぎゼロカーボン大作戦」（888人参加）の開催により地球温暖化対策、気候変動適応策に対する意識醸成を図った。		
	②関連	・再資源化等の取組促進のため、環境産業コーディネーター派遣事業の企業訪問により延べ459事業者を支援。 ・3R等に係る設備導入・研究開発16件への補助、エコフォーラムの開催支援により、産業廃棄物の3Rを推進。一般廃棄物排出量削減に向けて、ワークショップや3R推進会議等を通じて、効果的な手法の検討・市町村支援を行った。 ・令和3年度と比較し、産業廃棄物リサイクル率が1ポイント上昇したほか、産業廃棄物排出量は、建設業及び電気・水道業で、合計約14万トンを減少、製造業及び農林業で増加し、全体として1万トンを減少した。		

施策評価	やや遅れている
再生可能エネルギーの導入は確実に進んでいるが、環境配慮行動については、県事業や企業等では取り組まれているものの、個人レベルでは十分とは言えず、県民意識への更なる浸透が必要であるほか、森林整備の推進等も一層の取組が必要である。また、産業廃棄物では、リサイクル率が上昇し、排出量については電気・水道業及び建設業において減少し、総じて資源循環が推進されているが、一般廃棄物では排出量が減少傾向にあるものの、リサイクル率は後退したことから、総合的に本施策を「やや遅れている」と評価した。	

評価を踏まえた施策の課題と対応方針	
施策の課題	課題解決に向けた対応方針
・エシカル消費について、県の事業や民間企業で取組が実施されているものの、生活の中に十分に浸透していない。 ・造林に要する費用が高いことから、伐採後の再造林率が低迷している。また、森林の高齢級化により間伐を必要とする若齢林分自体が減少している。 ・脱炭素社会の実現に向けては、徹底した省エネルギーの推進や地域との共生が図られた多様な再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域での脱炭素化など、あらゆる分野で可能な限り取組を進めることが必要である。 ・一般廃棄物の排出量削減、再利用、再資源化が進むよう普及啓発を一層推進する必要がある。	・エシカル消費に関する普及啓発セミナーの開催や動画コンテストの実施、民間のイベントを活用した情報発信などを通して、消費者に対し普及啓発を図る。 ・林業の省力化・低コスト化に向けた再造林支援を強化し、森林資源の若返りを推進する。 ・県民会議と連携し、官民一体となった取組を推進するなど、地球温暖化防止についての気運醸成や普及啓発にさらに取り組んでいくとともに、自家消費型太陽光発電や未利用地の活用、地域資源を活用した再生可能エネルギーによるまちづくり支援等により、多様な再生可能エネルギーの導入を促進するほか、県有施設の脱炭素化の取組を推進する。 ・市町村と連携した効果的な普及啓発の実施とともに、食品ロス削減に向け、多様な主体との連携・協働による取組の推進を図る。

添付資料 2. 施策評価シート

No	推進事業名	担当部	担当課室	決算額 (千円)	事業概要及び実績
1	産業廃棄物 3 R 等 推進事業	環境生活部	循環型社会 推進課	127,694	事業概要 3 R 等推進設備導入への助成等 事業実績 県内事業者における産業廃棄物の 3 R 等に係る設備の導入 や、技術・製品開発の取組 16 件に対して補助を行った結果、年 間 5,736 トンの産業廃棄物の削減が可能となった。
2	2050 ゼロカーボ ン推進事業	環境生活部	環境政策課	25,647	事業概要 地球温暖化対策・気候変動適応策の普及啓発等 事業実績 環境イベントや SNS キャンペーン等の実施、環境アプリの運 用による環境配慮行動の促進に加え、新たにみやぎゼロ カーボンチャレンジ 2050 県民会議を設立し、官民一体と なった温暖化対策を推進した。
3	みやぎ環境税広報 事業	環境生活部	環境政策課	6,624	事業概要 みやぎ環境税の広報推進 事業実績 県政だよりへの記事掲載（5・6 月号、11・12 月号）、河北 新報への広告記事掲載（令和 5 年 8 月 6 日）を通じて県民に 対する広報を展開し、環境税及び環境税充当事業の成果に ついて理解促進を図った。
4	環境創造基金市町 村支援事業費	環境生活部	環境政策課	314,704	事業概要 みやぎ環境交付金による市町村支援 事業実績 みやぎ環境交付金により、35 市町村でメニュー選択型事業 への支援を行い、さらに 4 市町には市町村提案型事業に対 する支援を行ったことで、各市町村における喫緊の環境課題 への対応が実施された。
5	環境基本計画推進 事業	環境生活部	環境政策課	2,013	事業概要 宮城県環境基本計画の進捗管理等 事業実績 県内の小学校延べ 56 校（2,430 人）において、環境教育や環 境保全活動について知識と経験を有する講師による環境教 育出前講座を実施し、質の高い環境教育の実践を支援し た。
6	事業者用自家消費 型大規模太陽光発 電導入支援事業	環境生活部	環境政策課	215,750	事業概要 地域と共生した自家消費型の太陽光発電導入への助成等 事業実績 県内事業者における太陽光発電設備の導入の取組 4 件に 対して補助を行い、年間 3,275 トンの二酸化炭素排出削減が可能 となった。
7	みやぎ二酸化炭素 排出削減支援事業	環境生活部	環境政策課	294,683	事業概要 省エネ・再エネ推進設備導入への助成等 事業実績 県内事業者における省エネルギー設備及び再生可能エネルギ ー設備の導入や、研究開発等の取組 51 件に対して補助を行 い、年間 2,007 トンの二酸化炭素排出削減が可能となっ た。
8	みやぎ新エネル ギー・環境関連産 業振興加速化事業	環境生活部	環境政策課	25,590	事業概要 環境関連ものづくり産業への支援 事業実績 県内事業者における環境関連分野の製品開発の取組 5 件に 対して補助を行い、省エネルギー性能の向上など、環境負荷 低減に資する設備、機器等の開発を促進した。
9	県有施設のレジリ エンス強化事業	環境生活部	環境政策課	43,427	事業概要 県有施設への太陽光発電設備等の導入 事業実績 災害に対するレジリエンス強化が必要な施設（26 施設）に ついて、太陽光発電設備、蓄電池及び電動車充電設備 （V2X 等）の設計を完了させた。
10	スマートエネルギー 住宅普及促進事業	環境生活部	環境政策課	375,202	事業概要 住宅用太陽光発電設備やエネファーム設置への助成等 事業実績 太陽光発電設備の導入等を行う県民に対する補助事業 （4,209 件）を実施することで、本事業の二酸化炭素排出削 減量（3,609 トン-CO2）が概ね令和 5 年度目標を達成するな ど、脱炭素の取組に寄与した。
11	再生可能エネル ギーを活用した地 域づくり支援事業	環境生活部	次世代エネ ルギー室	6,254	事業概要 再生可能エネルギーを活用したまちづくりへの支援等 事業実績 地域資源と再エネを活用した地域課題の解決のため、事業 化を目指す事業者に対する 3 件の補助を実施した。また、市 町村職員向けセミナーを開催し 22 市町村が参加したほか、 4 市町に対し別途個別セミナーを開催した。

No	推進事業名	担当部	担当課室	決算額 (千円)	事業概要及び実績
12	J-クレジット導入事業	環境生活部	環境政策課	780	事業概要 J-クレジット制度を活用した太陽光発電の自家消費促進 事業実績 みやぎスマエネ倶楽部へ1,398人が入会し、5,401t-CO2（目標4,652t-CO2）のクレジットを創出した。また、売却益活用事業として、スマートエネルギー住宅普及啓発イベントを開催した。
13	燃料電池自動車導入推進事業	環境生活部	次世代エネルギー室	27,784	事業概要 燃料電池自動車の普及啓発、購入費助成等 事業実績 FCV等購入補助（5件）の他、FCVタクシー運行支援（2台）、FCバス路線運行支援（1台）、県FCV公用車のイベント展示への貸出（36件）等により、FCVの認知度向上・普及拡大に寄与した。
14	水素エネルギー利活用普及促進事業	環境生活部	次世代エネルギー室	2,966	事業概要 普及啓発イベント、啓発資料作成等 事業実績 高校生向け出前講座（2回）の実施や水素エネルギー普及啓発パンフレットの配布など、機会を捉えた普及啓発により、水素エネルギーの認知度向上を図った。
15	水素エネルギー産業創出事業	環境生活部	次世代エネルギー室	402	事業概要 事業者を対象としたセミナーの開催 事業実績 水素ステーション・FC小型トラックに関するセミナーを開催し、関係事業者等60人が参加した。今後、水素・燃料電池関連産業の創出に向けた気運醸成が期待される。
16	水素ステーション導入促進事業	環境生活部	次世代エネルギー室	4,408	事業概要 水素ステーション整備への助成等 事業実績 水素ステーション・FC小型トラックに関するセミナーを開催し、関係事業者等60人が参加した。今後、水素・燃料電池関連産業の創出に向けた気運醸成が期待される。
17	FC産業用車両普及促進事業	環境生活部	次世代エネルギー室	560	事業概要 FC商用車導入に関する勉強会の実施、FC商用車導入への助成 事業実績 水素ステーション・FC小型トラックに関するセミナーを開催し、関係事業者等60人が参加した。今後、水素・燃料電池関連産業の創出に向けた気運醸成が期待される。
18	太陽光発電導入拡大のための調査・検討事業	環境生活部	環境政策課	10,964	事業概要 太陽光発電設備等の導入推進に向けた調査・検討 事業実績 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の再エネ目標達成に向け、6つの施策（共同購入事業や高自家消費カテゴリーへの普及啓発、県等の未利用地マッチング等）の実施方針を策定した。
19	太陽光発電施設の適正な導入・維持管理促進事業	環境生活部	次世代エネルギー室	1,406	事業概要 保守点検等研修の実施、太陽光発電事業者セミナーの開催、保守点検事業者データベース運用 事業実績 保守点検に関する研修を1回開催し、地域と共生した発電事業の構築に向けた基盤整備を行った。また、再エネ地域共生促進税条例に関するセミナーを1回実施し、税条例や事業認定等に係るガイドラインの周知を行った。
20	太陽光発電を活用したEV利用モデル等導入促進事業	環境生活部	環境政策課	27,442	事業概要 太陽光発電を活用したEV利用モデル等への助成 事業実績 ①太陽光とEVの導入補助（8件）や、②第三者所有による太陽光発電導入補助を実施し、「需給一体型」再生可能エネルギー活用モデルを推進した。（二酸化炭素排出削減量59.54t-CO2）
21	循環型社会形成推進事業	環境生活部	循環型社会推進課	14,421	事業概要 最終処分場周辺地域の環境整備への助成等 事業実績 廃棄物の適正処理の推進のためには、最終処分場の確保は重要な課題であることから、地元住民の理解促進のため、最終処分場設置者が行う緑化事業等に対して支援を実施（3件）し、周辺地域住民の理解醸成を図った。
22	みやぎの3R普及啓発事業	環境生活部	循環型社会推進課	7,701	事業概要 3RラジオスポットCM等による普及啓発 事業実績 県内AM・FM2局でのラジオCM放送のほか、地元民放4局での食品ロス削減に関するテレビCM放送、パンフレットを活用した普及啓発により、広く県民の課題意識を高め、取組機運づくりに寄与した。

No	推進事業名	担当部	担当課室	決算額 (千円)	事業概要及び実績
23	食品ロス削減推進事業	環境生活部	循環型社会推進課	0	事業概要 食品関連事業者における余剰食品と消費者を結ぶマッチングアプリシステムの導入等 事業実績 事業者からの食品ロス削減のためのアプリ開発に向け、令和5年度は開発業者と11回打合せを行うとともに、8事業者にヒアリングを実施し、効果的な普及啓発手法を検討した。
24	環境にやさしい農業定着促進事業	農政部	みやぎ米推進課	3,249	事業概要 環境保全型農業の推進等 事業実績 環境にやさしい農産物認証・表示制度により化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の認証を行った結果、令和5年度の認証面積は2,458haとなり前年度より108ha増加した。
25	みやぎの有機農業等推進事業	農政部	みやぎ米推進課	3,470	事業概要 有機農業の普及啓発及び取組拡大支援 事業実績 有機農業の推進に向け指導員研修を開催したほか、有機JAS認証取得面積の拡大に向け認証費用の支援を3名に実施した。また、農産物直売所で環境にやさしい農産物キャンペーンを開催し消費者への理解促進を図った。
26	農地へのバイオ炭投入に係る技術及びシステム構築事業	農政部	みやぎ米推進課	7,998	事業概要 農地へのバイオ炭投入技術の開発と製造・運搬・散布の一体型システム構築 事業実績 バイオ炭の農地施用に関する試験を古川農業試験場で開始したほか、委託調査や検討会により、県内のバイオ炭のポテンシャルや、バイオ炭をJクレジット制度で活用する際の課題等を明らかにした。
27	海況変化を見据えた新たな水産資源の持続的活用推進事業	水産林政部	水産業振興課	4,431	事業概要 魚種交代を見据えた資源探索や活用技術の開発等による資源の持続的利用の推進 事業実績 新たな魚種の探索は、タチウオ等を対象に資源・流通調査を行った。新たな資源の有効活用は、チダイ等を対象に原魚特性把握、加工品試作、業者への情報提供等を行い、複数業者の製品開発につながった。
28	水産業の持続的な発展を実現するための陸上養殖経営体育成事業	水産林政部	水産業振興課	60,208	事業概要 陸上養殖研究施設で得た知見等の普及・拡大 事業実績 陸上養殖を普及させるため、セミナーを開催し、参加した23事業者等に対して、ビジネスモデルや先進事例の紹介を行った。また、1事業者に対して閉鎖循環式陸上養殖システム導入に係る支援を実施した。
29	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業	水産林政部	林業振興課	242,934	事業概要 県産材使用の新築住宅建築への助成等 事業実績 新築住宅に係る支援として432件補助したほか、リフォームについても5件補助し(県産材の使用材積6,547㎡)、県産材の利用拡大を図った。
30	みんなで広げる「木育」活動推進事業	水産林政部	林業振興課	11,440	事業概要 民間事業体等の木育活動への助成等 事業実績 民間企業による木育イベントの実施等、木育活動支援のために8件補助し、木育活動が推進されたほか、木質化・木製品配備等支援のために4件補助し、民間施設の県産材利用を支援した。
31	みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業	水産林政部	林業振興課	8,360	事業概要 未利用間伐材の有効活用への支援等 事業実績 針葉樹6,945㎡(目標:4,000㎡)の搬出を支援し、地域の木質バイオマス利用促進を図った。
32	森林育成事業	水産林政部	森林整備課	746,643	事業概要 間伐等の森林整備 事業実績 森林組合等が実施する再造林118haや搬出間伐等570haの森林整備を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上につなげた。
33	温暖化防止間伐推進事業	水産林政部	森林整備課	67,324	事業概要 二酸化炭素吸収機能向上のための間伐への支援等 事業実績 二酸化炭素吸収量が旺盛な若齢林を中心として、除間伐165haの実施や作業道27,562mの開設・補修を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上及び地球温暖化防止につなげた。

No	推進事業名	担当部	担当課室	決算額 (千円)	事業概要及び実績
34	チャレンジ!みやぎ 500万本造林事業	水産林政部	森林整備課	47,401	事業概要 造林未済地等への植栽の助成等 事業実績 未済造林地等への植栽に助成した結果、38.39haの植栽が実施された。また、低コスト再造林の実施提案へ助成した結果、一貫作業により4事業体8.24haの植栽が実施された。
35	ダム堰堤改良事業	土木部	河川課	47,890	事業概要 水力発電導入 事業実績 再生可能エネルギー導入拡大の観点から、ダムにおける未利用エネルギーの活用に向け、企業版ふるさと納税を活用し七北田ダムにおける小水力発電の検討を実施した。
36	南部山浄水場小水力発電事業	企業局	水道経営課	62	事業概要 小水力発電事業 事業実績 令和7年度の未利用水を活用した小水力発電の導入に向けて、請負業者を選定し建設工事に着手した。今後事業開始により、未利用水を活用し売電収益を得ることによって広域水道事業の経営改善、利用者への還元が図られる。
37	石巻浄化センター太陽光発電事業	企業局	水道経営課	2,836	事業概要 太陽光発電施設整備事業 事業実績 令和7年度の太陽光発電の導入に向けて、当該施設の詳細設計業務を実施し、令和6年度に設置工事を実施する予定としている。今後太陽光発電を導入することで電力使用量の低減や防災電源の確保が図られる。
38	石越浄化センター太陽光発電事業	企業局	水道経営課	4,871	事業概要 太陽光発電施設整備事業 事業実績 令和7年度の太陽光発電の導入に向けて、当該施設の詳細設計業務を実施し、令和6年度に設置工事を実施する予定としている。今後太陽光発電を導入することで電力使用量の低減や防災電源の確保が図られる。
39	人と自然の交流事業	教育庁	生涯学習課	1,972	事業概要 自然の家における自然体験プログラムの実施 事業実績 各自然の家の恵まれた自然環境を利用した環境教育型の自然体験プログラムを実施し、環境保全等に対する理解と意識の高揚を図った(14事業、373人参加)。
再 1	【再掲】みんなの森林づくりプロジェクト推進事業	水産林政部	林業振興課	2,309	事業概要 森林づくり活動へ取り組む団体への支援 事業実績 里山林や竹林等の整備活動に取り組む32箇所(30団体)に対し、森林整備67.0haの活動経費を助成し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図った。
再 2	【再掲】みやぎCLT普及促進事業	水産林政部	林業振興課	21,917	事業概要 CLT購入費への助成等 事業実績 県産CLTの普及促進のため、CLT等建築支援事業2件及びCLT活用技術開発支援事業2件に対し助成を行い、CLTの需要喚起を図った。
再 3	【再掲】自伐型林業育成支援モデル事業	水産林政部	森林整備課	2,568	事業概要 自伐型林業への参入及び定着に係る支援 事業実績 自伐型林業家同士による協議会等活動団体を支援し、情報共有や交流等の連絡体制の構築を支援した。これにより、協議会等活動団体への加入は計28人となり、管理する森林142haが確保された。
推進事業決算額合計 (再掲は除く)				2,797,511	

出所：令和6年度新・宮城の将来ビジョン成果と評価

添付資料 3. 「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要



出所：宮城県 HP

添付資料 4. 森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドライン Ver. 1. 0 宮城県農林水産部林業振興課平成 31 年 3 月
P. 34 より抜粋「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要

(トピックス) Q みやぎ環境税と森林環境税等との関係は？

⇒みやぎ環境税では森林所有者等が自発的に施業を行う森林を対象に間伐等を支援しています。一方で、森林環境税では、市町村が経営管理の委託を受けた私有林のうち、採算ベースに乗らない森林における間伐等の森林整備を対象としているため、森林整備については、基本的には重複しないものと考えています。また、みやぎ環境税で実施している住宅や民間施設等の木材利用促進に係る支援や、森林環境教育、植樹活動等の森林整備以外の事業については、下記の方針により整理しており、現時点では、森林環境税の創設に伴う既存の県事業の廃止等は予定しておりません。

なお、みやぎ環境税の使途については、平成 31 年度において精査することとしています。

【平成 31 年度事業の取扱い】

- 県事業・市町村支援事業ともに、森林環境譲与税の活用が可能な事業については、みやぎ環境税の対象から除く。
- ただし、市町村が森林環境譲与税を活用して実施可能な事業であっても、「県の施策として実施する必要がある事業」（広域的な実施の必要性、専門技術の確保など）については、みやぎ環境税の対象とする。

※出所：森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドライン Ver. 1. 0

添付資料 5. 「みやぎ環境税」の活用実績と今後の在り方

P. 3 より抜粋 ③超過課税（税率）の実施状況

個人	1,200 円	1 団体	宮城県
	1,000 円	6 団体	岩手県, 山形県, 福島県, 茨城県, 岐阜県, 三重県
	800 円	3 団体	秋田県, 滋賀県, 兵庫県
	700 円	3 団体	栃木県, 群馬県, 愛媛県
	600 円	1 団体	京都府
			富山県, 石川県, 山梨県, 長野県, 愛知県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
	500 円	20 団体	
	400 円	1 団体	静岡県
	300 円	1 団体	大阪府
	300 円	(所得割 0.025%)	1 団体 神奈川県
法人	2,200 円～88,000 円	1 団体	滋賀県
	2,000 円～80,000 円	8 団体	岩手県, 宮城県 , 山形県, 福島県, 茨城県, 岐阜県, 三重県, 兵庫県
	1,000 円～80,000 円	1 団体	富山県
	1,600 円～64,000 円	1 団体	秋田県
	1,400 円～56,000 円	3 団体	栃木県, 群馬県, 愛媛県
			石川県, 山梨県, 長野県, 静岡県, 愛知県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
	1,000 円～40,000 円	19 団体	
	500 円	1 団体	高知県
	法人への超過課税なし	3 団体	神奈川県, 京都府, 大阪府

※出所：総務省及び林野庁資料